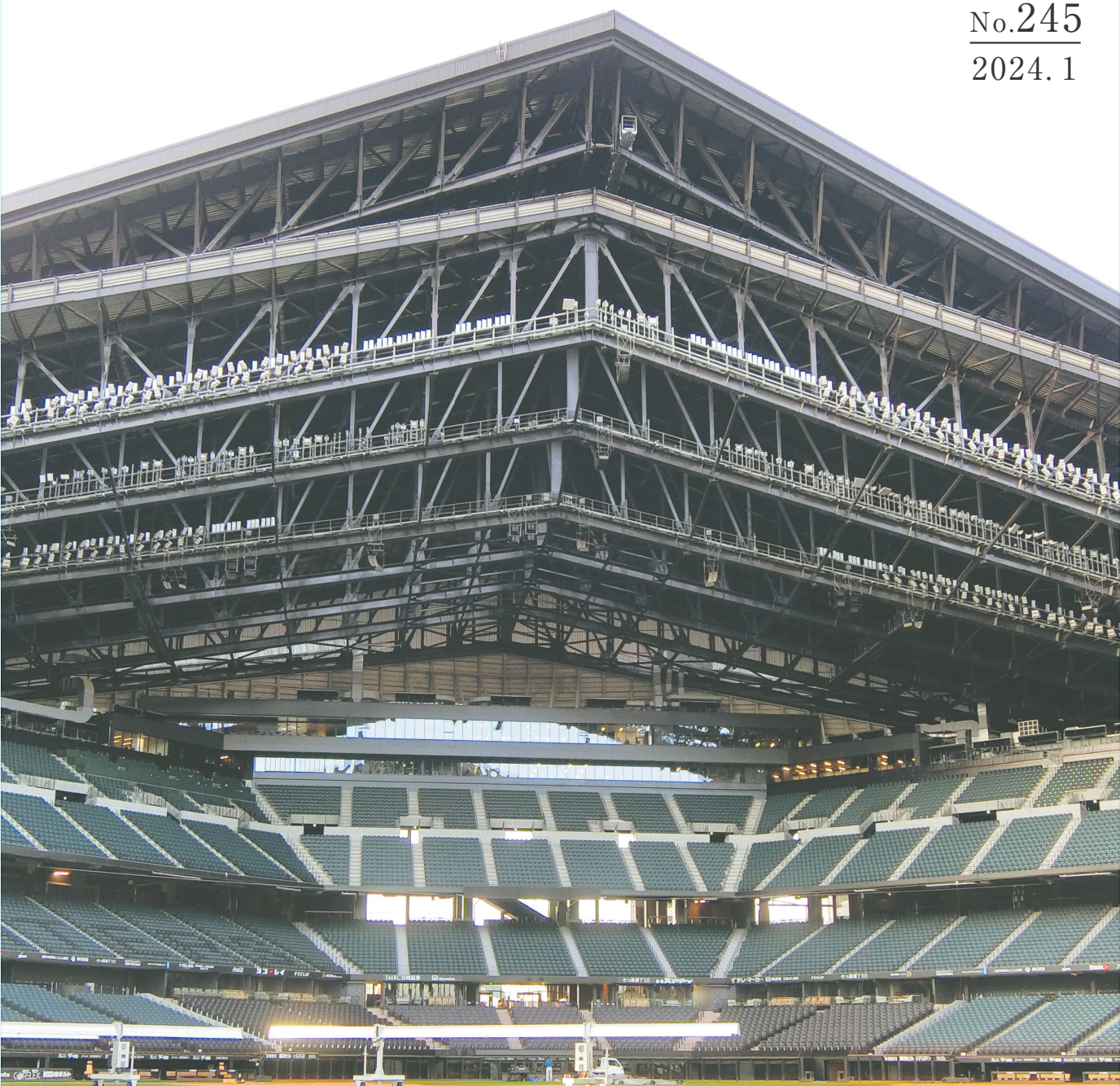


PARKING

No.245

2024.1



新年のごあいさつ

令和5年秋季駐車場研修会講演会議事録

令和5年秋季駐車場研修会参加レポート

情報発信「アンテナ」(第18回)

「電動車の普及に向けた充電インフラに関する取組

～2030年30万口設置に向けて～」

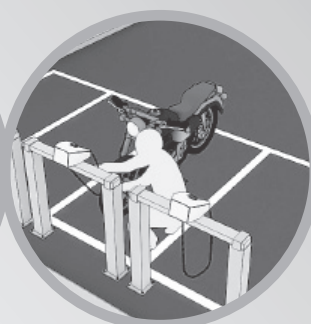
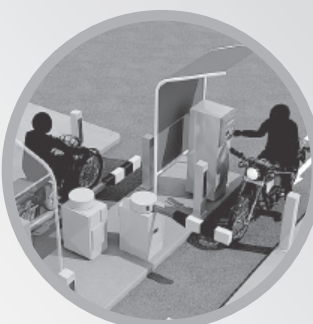
「車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進について」

先進技術がつくる、 安心・安全のパーキングシステム

ロック板
システム



車番認識
システム



駐輪・駐バイク
システム



車路管制
システム

* 駐車場の運営管理についても私たちに相談ください。

創造と信頼で未来をひらく
三菱フレイション株式会社

本社・営業本部

〒108-0075 東京都港区港南1-6-41

芝浦クリスタル品川8階

<https://www.mpcnet.co.jp>

お問合せ先

駐車場システム営業部 ☎03-6712-1732

中部支社 052-961-3557

中国営業所 082-546-2176

関西支社 06-6484-7206

四国営業所 087-811-0387

北海道営業所 011-213-7826

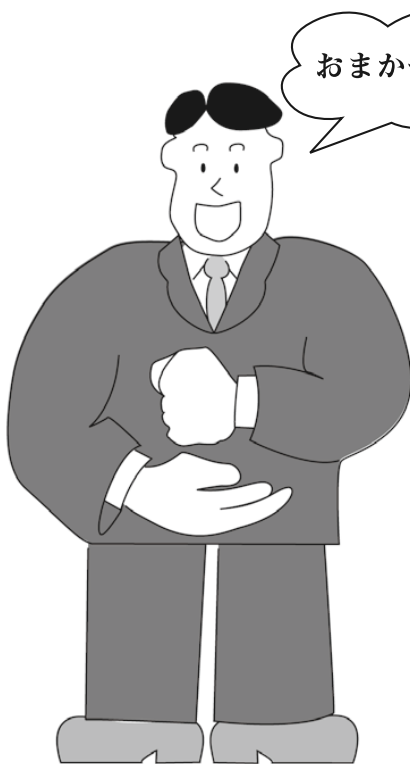
九州営業所 092-273-0880

静岡営業所 054-204-4505

機械式

駐車場・駐輪場の メンテナンス

・ 定期点検 ・ 緊急出動 ・ 故障修理



おまかせ下さい!

- 日本全国OK !!
- 24時間365日OK !!
- 大小問わずOK !!
- 合理的な料金でOK !!

遠隔監視システム
での無人管理OK

JAFS

JAPAN AUTO-PARK FIRST-AID SERVICE

一般社団法人 日本駐車場メンテナンス協会正会員

日本駐車場救急サービス株式会社

東京本社：〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-6-1

TEL 03-3663-1755 (代) FAX 03-3663-1750

支 店：大阪、名古屋、福岡、金沢、大宮

URL <http://www.jafs99.co.jp/>

パーキングシステムソリューションをご提案、富士ダイナミクス

ご相談

調査・検討

企画・検討

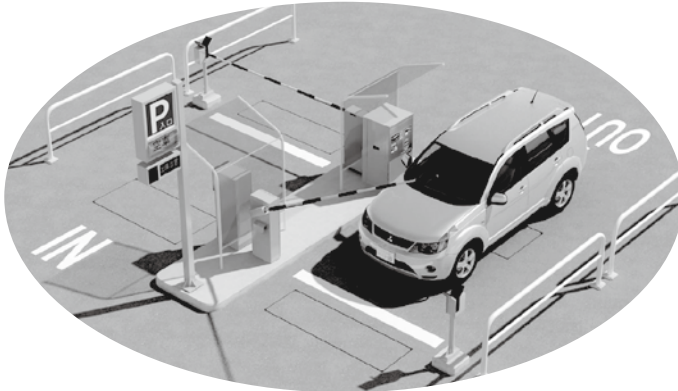
ご提案

ご契約

製造

設置・納品

アフターサービス



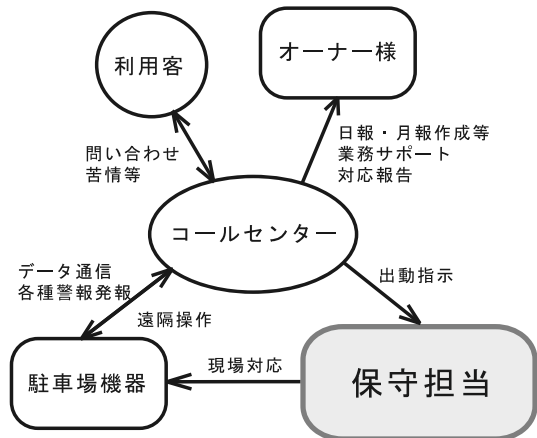
24Hr. 365日対応

駐車場メンテナンスサービス

コールセンターシステム フェイス-

FACE

Fuji-Dynamics Advanced Callcenter in Every way



三菱プレジジョン (株) 代理店

株式会社 富士ダイナミクス

技術/信用/実績でお応えします。

FDC

ホームページ <http://www.fuji-dynamics.co.jp/>

- 本社 東京都目黒区青葉台1-28-9
TEL 03 (3793) 5411
- 名古屋営業所 名古屋市瑞穂区大喜新町1-2-6
ロイヤル牛巻第1 2階
TEL 052 (883) 0700
- 丸の内サービスセンター 東京都千代田区有楽町1-10-1
有楽町ビル 4階 421
TEL 03 (3287) 0594
- 湘南サービスセンター 鎌倉市山崎 662-2
TEL 0467 (45) 6867
- 相模原出張所 相模原市中央区矢部1-3-14
大河原ビル201号室
TEL 042 (730) 6611

- 営業本部 東京都目黒区東山1-4-4
目黒東山ビル4階
TEL 03 (3793) 7411
- 大阪営業所 大阪市東淀川区東中島2-9-15
TEL 06 (6325) 2761
- 横浜サービスセンター 横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー29階
TEL 045 (224) 2256
- 羽田サービスセンター 東京都大田区羽田空港 3-3-2
東京国際空港旅客ターミナルビル
三菱プレジジョン株式会社 内
TEL 03 (5756) 7245

- 仙台営業所 仙台市太白区富沢1-11-21
TEL 022 (244) 5461
- 福岡営業所 福岡市博多区中呉服町3-10
勝冶呉服町ビル
TEL 092 (282) 3491
- 湘南事業所 鎌倉市山崎 662-2
TEL 0467 (45) 6867
- さいたま出張所 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-9-1
浦和パーキングセンター内4F
TEL 048 (764) 9290

人とクルマのためのエコ・パーキングシステム

日本信号の 駐車場・駐輪場

「オーナーサポート」「利用者満足度」「環境負荷低減」
安全と信頼のテクノロジーで人・都市・環境を考慮し、
これからのパーキングシステムを考える日本信号。



日本信号エコ・パーキングシステム

- QRコード駐車券
- 省電力表示機器：ハーフLCD
- LED蛍光灯採用表示板
- 太陽光発電駐車場・駐輪場



ゲート式駐車場管理システム



ゲート式駐車場管理システム



パークロック駐車場管理システム



サイクルロック駐輪場管理システム



バイクロック駐車場管理システム



ゲート式自転車・バイク駐車場管理システム

 日本信号株式会社

<http://www.signal.co.jp/>

■AFC事業部 AFC営業部

〒100-8513 東京都千代田区丸の内1-5-1(新丸の内ビルディング 13階)
PHONE:(03)3217-7373 FAX:(03)3217-7377

■大阪支社 交通システム営業部

〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4(大阪富国生命ビル 8階)
PHONE:(06)6312-3856 FAX:(06)6312-8597

■本 社 〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1 (新丸の内ビルディング13階)

PHONE:(03)3217-7200 (代) FAX:(03)3217-7300

■大 阪 支 社 〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4 (大阪富国生命ビル)

PHONE:(06)6312-3851 (代) FAX:(06)6312-8597

■北 海 道 支 店 〒050-0032 札幌市中央区北二条西3-1 (太陽生命ビル)

PHONE:(011)271-4161 (代) FAX:(011)221-1705

■東 北 支 店 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-8-13大和証券仙台ビル11F

PHONE:(022)261-8371 (代) FAX:(022)225-4827

■中 部 支 店 〒430-6340 名古屋市中村区名駅1-14 (JRセントラルタワーズ)

PHONE:(052)2167-2851 (代) FAX:(052)261-2879

■九 州 支 店 〒810-0041 福岡中央区大倉2-4-30 (山崎ビル)

PHONE:(092)777-9175 (代) FAX:(092)714-8127

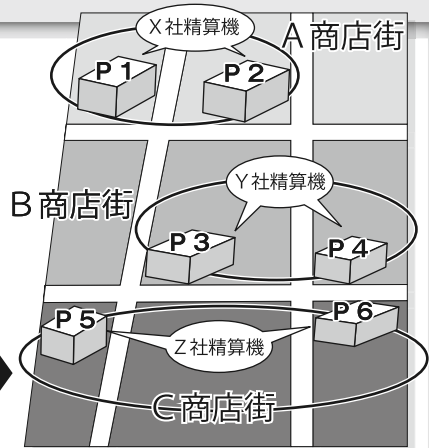
「全日駐規格・汎用（共通）サービス券」システム 『リニューアル』

～コンパクトシティ施策の
推進・地域活性化に向けて～

現状の問題点

- 精算機メーカー毎に各社個別の磁気式サービス券を使う必要がある。
- メーカー共通の磁気式サービス券がないため、クーポン券式サービス券を有人対応で使用すると、24H営業・無人化が難しい。

A、B、Cの各商店街はそれぞれ別々のサービス券が必要です



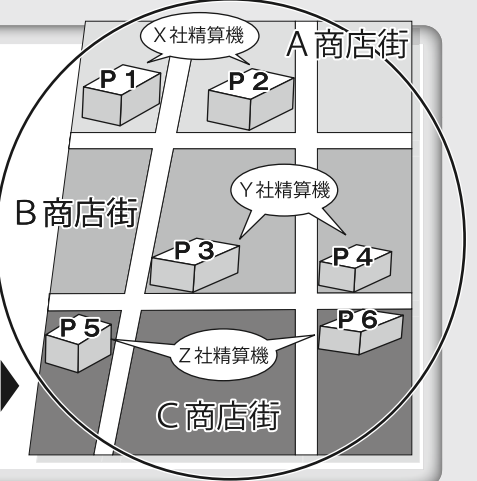
解決

カードリーダーやソフトウェア改修等

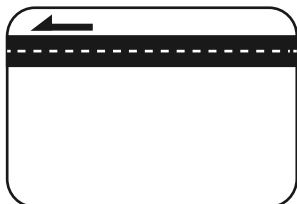

共通サービス券システム

- メーカーが異なる複数の精算機で、汎用（共通）で使える磁気式サービス券です。
- 料金サービスを共通化できます。
- 自動精算機がある場合、24H営業・無人化も可能になります。

A、B、Cの各商店街で発行したサービス券が全ての駐車場で使用できます



サービス券が2種類に！
選択可能になりました！

現行仕様（制式スペック1）	追加仕様（制式スペック2）
JIS II型相当品	JIS II型相当品
カード上面に磁気記録層ストライプ	カード下面に磁気記録層全面コーティング
	 磁気記録エリア：カード下面

■お問い合わせ先

一般社団法人全日本駐車協会
TEL 03(3528)8305

■対応精算機メーカー

アマノ株式会社
日本信号株式会社
三菱プレジジョン株式会社
株式会社サニカ

TEL 045(439)1516
TEL 03(3217)7373
TEL 03(6712)1732
TEL 055(284)2413

目 次

PARKING No.245 / 2024・1

目 次 5

□新年のごあいさつ 6

国土交通省 都市局 局長

天河 宏文
一般社団法人 全日本駐車協会 会長
木村 恵司

□新年賀詞交歓会報告12

□駐車対策の現状14

警察庁 交通局

□令和5年秋季駐車場研修会
講演会議事録27

□令和5年秋季駐車場研修会
参加レポート29

□令和5年度会員駐車場調査33

□駐車場コラム
「駐車場を再考する：多様なニーズを
受け止める駐車場へ」43

日本大学理工学部土木工学科 教授

大沢 昌玄

□情報発信「アンテナ」(第18回)46

「電動車の普及に向けた充電インフラに
関する取組～2030年30万回設置に向けて～」

経済産業省 製造産業局 自動車課

小林 克洋、高山 大地

「車椅子利用者用駐車施設等の
適正利用の推進について」

国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課

課長補佐 西村 絃明

□各地駐車協会だより57

■高崎駐車場協会の紹介

高崎駐車場協会 事務局 大谷 貞文

□PARKING NOW66

■2024年度団体パーキング保険募集開始について

・「PARKING NOW」掲載情報提供のお願い

□PARKING IN TOKYO67

■一般社団法人東京駐車協会定例理事会報告

■令和6年度定例理事会のご案内(第1回～第3回)

■令和6年第57回定期総会のご案内

■諸会議等報告

■駐車場案内標識新設報告

□事務局だより69

■令和5年事務局長会議報告

■令和6年度理事会のご案内(第1回～第2回)

■令和6年第63回通常総会のご案内

■令和6年新春駐車場研修会のご案内

■令和6年春季駐車場研修会のご案内

■表紙説明

・表紙題材募集のご案内

■委員会報告

■諸会議等報告

■会員動静

・全日本駐車協会 会員メールアドレス提供のお願い

□謹賀新年(名刺広告)74

P R

アマノ株式会社P61・裏表紙

日本信号株式会社 P3・P65

日本駐車場救急サービス株式会社 P1・P64

株式会社富士ダイナミクス P2・P60

三菱地所株式会社 裏表紙裏

三菱プレジジョン株式会社 表紙裏・P62

公益社団法人立体駐車場工業会 P63

協会事業のご案内

「全日駐規格・汎用(共通)サービス券」システム P4

駐車場案内標識のご案内 P84

[表 紙]

北海道ボールパーク

表紙についてはP.71をご覧ください。

新年のごあいさつ



国土交通省都市局

局長 天河 宏文

全日本駐車協会の会員の皆様をはじめ、全国の駐車場整備・運営に携わっておられます皆様、あけましておめでとうございます。日頃より、都市行政及び駐車場行政に対し、皆様の深いご理解と多大なご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。令和6年を迎えるに当たりまして、新春のご挨拶を申し上げるとともに、これからの都市局の政策についてご紹介させていただきたいと思っております。

近年、多くの自然災害が発生し、各地に大きな被害をもたらしております。現地で対応されている皆様方の力添えとなるべく、国土交通省では、被災直後の災害復旧から、復興まちづくり計画の策定、必要なインフラ整備等を強力に推進しております。

東日本大震災の復興に関しては、今年3月で震災発生から13年を迎えます。地震・津波等による被災地では、住宅再建の基盤となる宅地造成は令和3年度末をもって全て完了いたしました。福島原子力災害の被災地については、大熊町や双葉町など6町村の特定復興再生拠点区域(帰還困難区域の一部)の避難指示が解除されるなど、復興・再生に向けた動きが本格化しております。引き続き、地震・津波被災地の復興の総仕上げに向けた取組や、福島県内の復興再生拠点の整備の支援を進めてまいります。

平成28年4月の熊本地震により被害を受けた益城町中心部や、頻発する豪雨災害等の被災地における復興においても、土地区画整理事業等が活用されていますが、引き続き、被災地の一日も早い復旧復興に向けて全力で支援してまいります。

また、令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害等を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)が昨年5月に施行されました。今後も、各自治体における規制区域が早期に指定され、本法による規制が実効性をもって行われるよう引き続き取り組んでまいります。

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについては、地域公共交通と連携し、「立地適正化計画」により、居住や都市機能を誘導する施策を進めています。昨年7月末時点で、

686の市町村が立地適正化計画について具体的な取組を行っており、このうち527の市町村が計画を作成・公表済みです。またこのうち、立地適正化計画の居住誘導区域等において防災・減災対策を定める「防災指針」については205都市において作成・公表済みであり、着実に増加しております。引き続き、「コンパクトシティ形成支援チーム」による省庁横断的な枠組みを通じて、支援施策の充実、モデル都市等を通じた優れた取組の横展開、取組成果の見える化を進め、市町村の取組を支援してまいります。予算面でも、市町村や民間事業者等が行う都市・居住機能の誘導・整備や公共公益施設の整備、防災力強化の取組等に対し、「都市構造再編集支援事業」等による総合的・集中的な支援を行っております。

一方、「まちなか」では、官民連携の取組により、市民目線・使う側目線に立って、人間中心の空間に改変し、ゆとりとにぎわいを創出する取組を進めています。都市再生特別措置法に基づき、昨年11月末までに101の自治体が「滞在快適性等向上区域」を設定するとともに、358の自治体がウォークアブルなまちづくりに賛同する「ウォークアブル推進都市」として手を挙げています。引き続き、法律・予算・税制等のパッケージによる支援を行い、人間中心の「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進してまいります。

この「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けては、駐車場の配置や出入口の位置を適正化し、駐車場への自動車の出入りによる自動車と歩行者の輻輳を避け、歩行者が安全かつ快適に滞在できる空間を形成すること等のまちづくりと連携した駐車場施策の展開が重要です。行政や民間が連携して、誰もが使いやすいバリアフリーの観点もふまえつつ、来街者をはじめとする様々な人にとって魅力的なまちづくりが進められることを期待しています。

昨年4月には、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり、土地の有効利用など、より包括的なまちづくりを見据え駐車場施策の検討を進めていくため、『まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン』を更新しました。また、令和4年10月より設置しております「まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会」について、今年度は、検討会の下に分科会を設置し、個別の検討事項について議論しているところです。多様なニーズに応えるための駐車場需要のマネジメントのあり方や新たな時代に対応した駐車施設の高質化等について、議論を進めてまいります。

また、昨年7月に施行された「道路交通法の一部を改正する法律」により、新たに特定小型原動機付自転車が位置づけられたところです。新たなモビリティの普及に伴い、今後、駐車場の役割についても変化していくと考えられます。

駐車場の安全対策としては、機械式立体駐車場の安全性の一層の向上を図るため、安全基準のJIS規格(平成29年5月制定)について、昨年5月に一部改正を実施しました。引き続き関係団体と連携しながら安全確保に努めてまいります。

昨今、環境分野では、2050年のカーボンニュートラルや、再生エネルギーへの転換を目指し

たGX(グリーントランスフォーメーション)が大きな政策課題となっています。都市は、人やモノだけでなくエネルギーが集中する場でもあり、その在り方が中長期的にCO2排出量に影響するため、GXに対する都市行政の取組・貢献には大きな期待が寄せられています。

都市行政としては、3つの柱(①コンパクト・プラス・ネットワーク等の「都市構造の変革」、②エネルギーの面的利用促進等の「街区単位での取組」、③グリーンインフラ等の「都市における緑とオープンスペースの展開」)から成る「まちづくりのグリーン化」に取り組んでおり、省庁横断的な取組である「脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域とも連携しながら、着実に進めてまいります。今後、更なる取組への検討を重ね、具体化を目指してまいります。

また、今年度より、国土交通省と環境省が共同で、民間事業者による脱炭素型都市づくりを促進することを目的として、「脱炭素都市づくり大賞」を創設しました。このうち、まちづくりGXの取組として特に優れたものについては、「国土交通大臣賞」として表彰を予定しており、この賞の創設により、今後のまちづくりGXの取組みを一層推進してまいります。

加えて、電気自動車等の普及等の動きがある中、昨年10月に経済産業省により「充電インフラ整備促進に向けた指針」が策定されました。当該指針では、自宅等での普通充電と経路での急速充電を組み合わせ「重層的な充電インフラ整備」が重要とされており、まちなかの駐車場における普通充電についても、これらを一部補完することが期待されています。

更に、政府においては「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた取組が進められています。都市局としても、令和4年7月にとりまとめた「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン〔ver.1.0〕」に基づき、地方公共団体やまちづくり団体、民間企業、大学等の幅広いプレイヤーと連携してまちづくりDXを強力に推進しています。新技術や官民データの活用により都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る「スマートシティ」については、令和元年から各地の先駆的な取組の支援を行っており、「令和7年までに全国100地域でスマートシティを実装」という政府目標に向け、令和5年度は、スマートシティ実装化支援事業に新たに「都市サービス実装タイプ」を追加し、早期に実証からまちへの実装までを一体的に実施する事業を重点的に支援しております。今後もより一層スマートシティの実装を推進してまいります。

また、都市局では令和2年度から「Project PLATEAU」として、全国の3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を進めております。引き続き、地方公共団体による3D都市モデルの整備・活用を支援するほか、令和6年度は「実装フェーズ」として、これまで進めてきた「基幹的施策」に加え、民間ユーザー、コミュニティ、地方公共団体等の多様な主体の取組を後押しするための「環境整備施策」を推進し、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化が自律的に発展していく「エコシステム」の本格構築を行うとともに、社会変革とサービス創出を目指してまいります。

都市局では、社会経済状況の変化や地球規模の課題等への対応等を踏まえた種々の観点から

の今後の都市政策のあり方について、都市計画基本問題小委員会において議論をし、令和5年4月に中間とりまとめがなされました。中間とりまとめの中では、「多様な暮らし方・働き方に応じた実効性のあるコンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進」、「広域・施策横断的な都市計画の取組」、「まちづくりGX」等のテーマについて取り上げられました。

最後に、地方は、人口減少、少子高齢化等に加え、ヒト・モノ・カネの域外への流出といった課題を抱え、これらの問題は年々深刻化している状況です。国土交通省としても、このような状況に対応すべく、まちなかの賑わい空間の整備等によるまちなかの再生を図るとともに、産業立地に係る関連都市インフラ整備の推進と土地利用転換の迅速化により、付加価値の高い製造業の工場、物流施設等の地方における立地を促進し、国内投資の促進と地域経済の活性化を推進してまいります。

今後とも、魅力的なまちづくりを更に進めるためには、まちづくりと連携した駐車場施策が必要であり、全国の駐車場整備・運営に携わっておられます皆様に寄せられる役割や期待も大変大きいと感じております。安全で誰もが使いやすい駐車場を量的・質的な観点から適切に整備していくため、皆様とともに関係者一丸となった取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き格段のご助力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様にとって実り多い一年となりますことを心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



一般社団法人 全日本駐車協会

会 長 木村 恵司

本日はご多用の中を、一般社団法人 日本ビルディング協会連合会、東京ビルディング協会、全日本駐車協会、東京駐車協会の4団体共催の新年賀詞交歓会に、小池都知事、多くの国会議員の皆さま、行政関係、関係団体の皆さま、報道関係の皆さまにご出席いただき、誠に有難うございます。

まず、新年早々、元日の夕方に発生した「令和6年能登半島地震」により亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。今後一日も早い被災地の復旧・復興を衷心よりお祈りしております。

さて、昨年末に取りまとめられた来年度税制改正大綱において、ビル業界をはじめ不動産業界が要望しておりました、まちづくりや不動産に関わる税制上の特例措置の延長が認められることとなりました。とくに、今年が土地に係る固定資産税の評価の見直しの年にあたることから、土地に係る負担調整措置および条例減額制度の3年延長が認められたことは、景気回復の歩みを着実なものとするために大変意義深いものであります。この場をお借りして、ご尽力いただいた政府与党の皆様、関係省庁の皆様に厚く御礼を申し上げます。

今年の新年賀詞交歓会は、新型コロナウイルスが感染症法上の「5類感染症」へ移行して迎えるわけですが、お食事とお酒を用意したコロナ前のスタイルでの開催となっています。まさに4年振りということで、この間、人と人との交流が遮断され、懇親を深めるための場がなかったことに改めて気付かされます。

新型コロナウイルスが5類感染症に移行して以降、観光地では海外の旅行者の姿が多くみられ、大変な賑わいをみせています。

こうした光景からも、日本の景気は堅調に推移していくものと期待が膨らみます。また、物価高、資源高の大きな要因の一つになった円相場については、日銀のマイナス金利政策の解除や、米国の金利引き下げなど日米の金融政策の修正観測も出ているなか、これまでのような急激な円安水準にはならないとみています。さらに、懸念されている物価高についても今後ある

程度落ち着きをみせ、賃金の上昇に伴って、物価と賃金の好循環が生まれてくることを期待しています。

一方、オフィスマーケットをみると、今年も新規オフィスビルの供給が続きますが、空室率が急激に上昇することはないとみています。それは、オフィスの中に、集中して仕事をするスペースや社員のコミュニケーションを図るスペース、リラックスするスペースなどを設ける、新たなニーズが顕在化しているからです。

クリエイティブなアイデアや商品は多くの人が集まり、議論して生まれてくるものです。コロナを経て、そうした場としてのオフィスの価値とその重要性が再認識されたと感じています。

いま世の中は働き方から生活様式まで大きく変わってきています。とくに、著しい進展をみせているのがIT、AIの世界です。Chat GPTが公開されたのが一昨年11月でしたが、わずか1年で技術進歩を遂げ、様々な場面で利用されるようになっていきます。ビル業界においても、AIを活用することで何が出来るのかということも検討していく必要があるのではないかと考えています。

産業界全体の課題である地球環境問題に対しては、昨年5月に2030年度までの新たな数値目標を盛り込んだ「オフィスビル分野におけるカーボンニュートラル行動計画」を策定しています。この行動計画に沿って地球環境問題に取り組んでまいります。

さらに昨年4月、日本ビルヂング協会連合会に日本ビルヂング経営センターを組織統合しましたが、そのシナジー効果を発揮し、教育・研修事業をより一層充実させていきたいと考えています。

次に駐車業界ですが、新型コロナウイルスが5類に移行したことで利用が回復している地域があることは明るいニュースですが、一方で駐車場の利用率が低下している地域があったり、駐車場のマンション転用によって駐車場が不足したりしている地域などもあり、地域によって状況は様々です。

昨年はインボイス制度導入への精算機の対応がありましたが、今年には新紙幣の発行が予定されており、投資負担が増えております。また、精算機のキャッシュレス化やEV車用の充電器設置はサービス向上に必要ですが、費用対効果の点で駐車場事業者にとって課題であると感じております。

景気回復の期待がありつつも、ウォークアブルな街づくりへの対応など、今後の駐車業界のあり方について、より真剣に検討すべき時期に来ていると考えております。

新年を迎えましたが、ビル業界においては連合会に加盟する全国19協会と、また駐車業界については全国18地区協会と連携しながら、協会活動を展開していきたいと考えています。引き続き、会員の皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

最後に、本日ご参会の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。本日は有難うございます。

新年賀詞交歓会報告

日 時 令和6年1月12日(金)12時～
 場 所 オークラ東京 プレステージタワー1階「平安の間」
 主 催 一般社団法人日本ビルディング協会連合会、一般社団法人全日本駐車協会
 一般社団法人東京ビルディング協会、一般社団法人東京駐車協会

昨年、3年ぶりに再開した新年賀詞交歓会ですが、今年もオークラ東京 プレステージタワー1階「平安の間」で開催され、多くの出席者で賑わいました。

12時の開会に先立ち、令和6年能登半島地震により亡くなられた方々に対する黙禱が行われ、その後、木村会長からご挨拶があり、続いて、東京都知事の小池百合子様、国土交通大臣の斉藤鉄夫様(国土交通省 住宅局 建築指導課長の今村敬様代読)からご挨拶を頂きました。



木村会長



小池都知事



今村課長

その後、ご来賓の国会議員を代表して、衆議院議員の松島みどり様からご挨拶を頂き、続いて、出席くださった国会議員の方々のご紹介とご登壇があり、(一社)日本ビルディング協会連合会の友田副会長のご挨拶の後、懇談に移りました。途中、公務の都合で遅れて到着された国会議員の方々を紹介を交えながら懇談は続き、13時20分頃にはお開きとなりました。



松島議員



友田副会長

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に分類されたことから、4年ぶりの立食パーティー形式となり、会場のあちこちで挨拶や情報交換、意見交換が行われ、非常に有意義なものとなりました。



以上

□ 駐車対策の現状

警察庁交通局

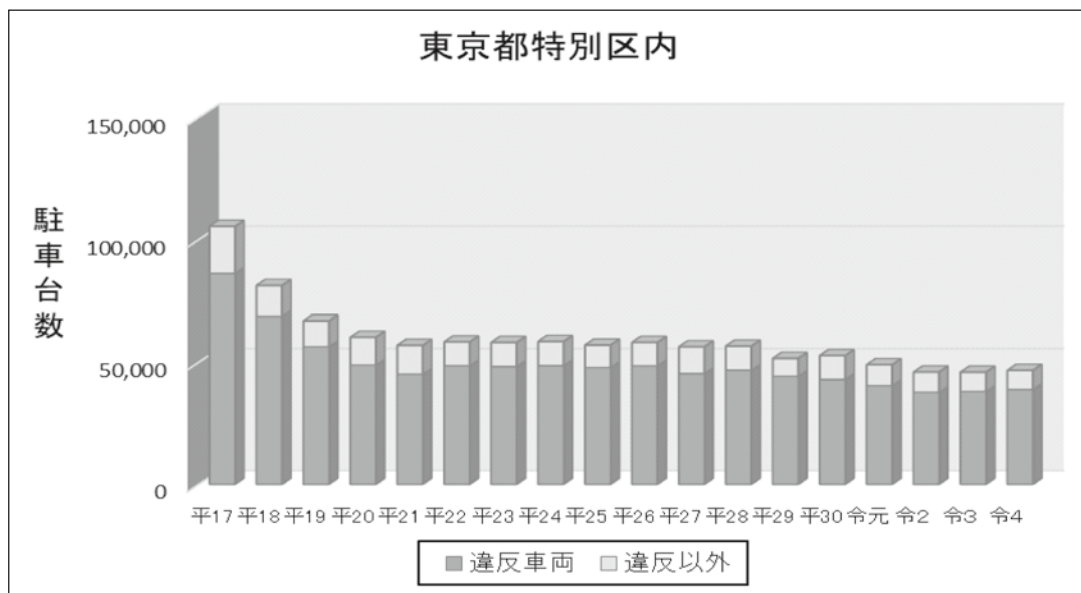
第1 駐車問題の現状

1 瞬間路上駐車台数

令和4年に実施した調査によると、東京都特別区における瞬間路上駐車台数は約4万7,000台(前年比約1.6%増加)であった(図表1参照)。

平成17年と比較すると、違法駐車は減少しているものの、依然として幹線道路等における交通渋滞の要因となっているほか、駐車車両への衝突事故や駐車車両に起因する交通事故が後を絶たず、道路交通への著しい障害となっている。

図表1 東京都特別区における瞬間路上駐車台数の推移(平成17年～令和4年)

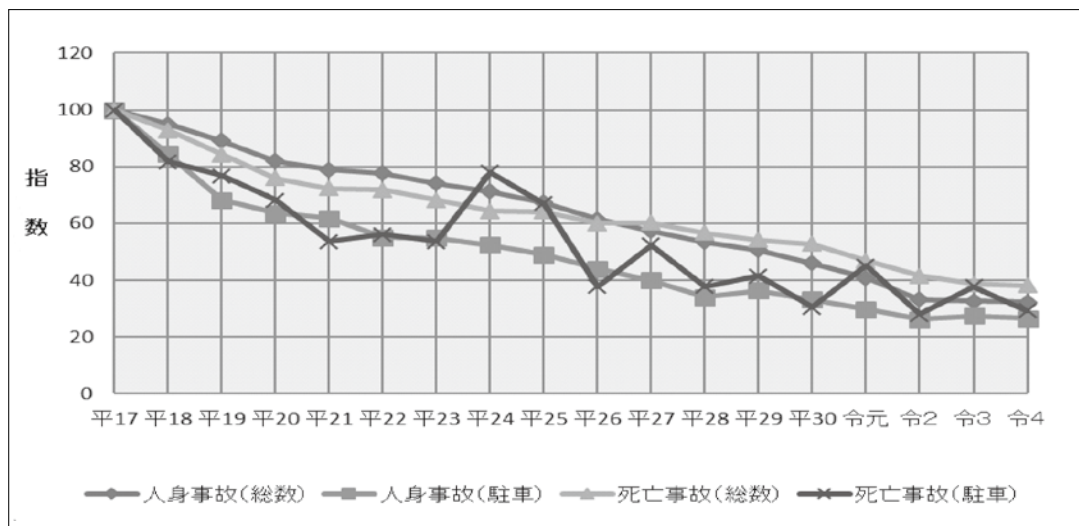


区分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
瞬間路上駐車台数合計	105,388	81,175	66,826	60,161	56,867	58,277	58,065	58,465	56,984	58,080	56,277	56,574	51,536	52,675	48,948	45,930	45,890	46,642
うち違反以外	19,279	12,519	10,567	11,386	11,834	9,797	9,884	9,968	9,223	9,669	11,006	9,905	7,368	9,773	8,636	8,311	7,944	7,886
うち違反車両	86,109	68,656	56,259	48,775	45,033	48,480	48,181	48,497	47,761	48,411	45,271	46,669	44,168	42,902	40,312	37,619	37,946	38,756
駐車台数に占める割合	81.7%	84.6%	84.2%	81.1%	79.2%	83.2%	83.0%	83.0%	83.8%	83.4%	80.4%	82.5%	85.7%	81.4%	82.4%	81.9%	82.7%	83.1%

2 駐車車両への衝突事故等

令和4年中の駐車車両への衝突による交通事故については、人身事故の発生件数が652件、うち死亡事故の発生件数が24件(死者25人)であった(図表2参照)。また、駐車車両等に起因した交通事故については、人身事故の発生件数が847件、死亡事故の発生件数が3件(死者3人)であった(図表2参照)。

図表2 駐車車両への衝突による交通事故の推移(平成17年～令和4年)



区分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
人身事故件数	934,346	887,267	832,704	766,394	737,637	725,924	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,345	381,237	309,178	305,196	300,839
駐車車両衝突	2,449	2,068	1,672	1,558	1,515	1,347	1,346	1,284	1,200	1,079	976	832	892	811	731	640	671	652
死亡事故件数	6,691	6,208	5,639	5,079	4,837	4,808	4,560	4,307	4,293	4,013	4,028	3,790	3,630	3,532	3,133	2,784	2,583	2,550
駐車車両衝突	82	67	63	56	44	46	44	64	55	31	43	31	34	25	37	23	31	24

※ 第1又は第2当事者が駐車車両(運転者不在)の場合を計上

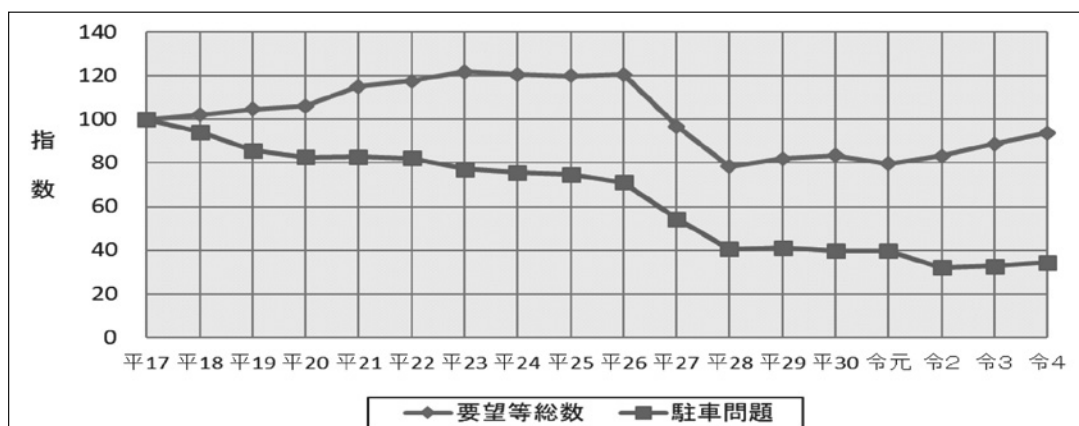
【駐車車両等に起因した交通事故発生状況】

区分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
人身事故件数	3,648	3,329	3,257	2,856	2,607	2,438	2,211	2,051	1,915	1,595	1,721	1,565	1,466	1,364	1,168	942	894	847
うち死亡事故件数	14	16	19	17	13	8	12	17	15	12	10	4	8	10	10	14	9	3
死者数	14	17	20	17	13	8	12	17	15	12	10	4	8	10	10	14	9	3

3 駐車問題に関する110番通報

令和4年中の110番通報のうち駐車問題に関する要望・苦情・相談の件数は約7万9,400件であり、要望・苦情・相談に関する110番通報件数の総数(約85万4,300件)の約9.3%を占めるなど、駐車問題に関する国民の関心の高さを示している(図表3参照)。

図表3 駐車問題に関する110番通報件数の推移(平成17年～令和4年)



区分	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
要望等総数	909,933	928,841	952,933	966,857	1,047,901	1,070,775	1,108,231	1,096,867	1,092,142	1,097,855	880,664	713,365	745,894	759,424	725,556	758,408	806,913	854,313
うち駐車問題	229,717	216,739	197,017	189,786	190,350	188,585	177,400	173,756	171,641	163,589	124,977	93,328	94,753	91,412	91,499	73,586	75,099	79,365
その構成率	25.2	23.3	20.7	19.6	18.2	17.6	16.0	15.8	15.7	14.9	14.2	13.1	12.7	12.0	12.6	9.7	9.3	9.3

第2 総合的な駐車対策の推進

1 駐車規制の延長距離

駐車規制は、駐車による交通の危険を防止し、交通の円滑を図るため、道路の構造や地域の交通実態に応じて実施している。

令和4年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている駐停車禁止又は駐車禁止規制の規制延長距離は約16万9,024kmであり、一般道路の実延長距離約122万138km(令和3年3月31日現在)に対する規制率は約13.9%である。

2 より合理的な駐車規制の推進

駐車規制については、より合理的なものとなるようきめ細かな見直しを推進しており、平成16年1月から令和5年3月末までの間に、全国において、4万6,482区間(約3万4,598km)にわたる駐車規制の解除・緩和を図っている。

今後も、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地方公共団体、道路管理者、関係事業者等による自主的な取組を働き掛けるとともに、以下の点に留意して、交通実態の変化に即した駐車規制を推進することとしている。

(1) 要望意見への積極的対応

駐車規制は、交通参加者や地域住民の要望意見に十分配慮しつつ、交通の安全と円滑を図る観点から、実施又は緩和を行っており、特に駐車規制の緩和に係る要望であって、地域住民等の意見に基づき具体的な道路の部分特定して行われるものについては積極

的な検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を講じている。

また、高齢者の移動を支える施策の充実の一つとして、公共交通機関を利用しやすくするため、令和2年に道路交通法等が改正され、自家用有償旅客運送の用に供する自動車等が路線バス停留所等において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき(地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、関係者が合意し、その旨を都道府県公安委員会が公示したものをする場合に限る。)については、停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外することとされた。

さらに、令和4年の道路交通法等の改正では、企業等による地域貢献及び新たな技術の実証を目的として、無償で住民等の運送が実施されている地域があることを踏まえ、当該規制から除外する対象を、旅客の運送の用に供する自動車に拡大し、無償で行う旅客の運送の用に供する自動車等についても路線バス停留所等の停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外することとされた。

(2) 物流の必要性への配慮

物流業務が国民生活上重要な役割を果たしている一方、中心市街地をはじめとする都市内において、貨物自動車の道路上での無秩序な駐車が交通渋滞等を引き起こしている例もある。そこで、貨物の積卸し又は集配のため、貨物自動車の駐車が必要不可欠と認められる道路の部分について、一定の条件の下で貨物自動車を駐車規制の対象から除くこととするなど、物流業務に配慮した駐車規制の見直しに努めている。

《物流に配慮した駐車規制の実施状況》



貨物車の駐車需要の多い道路の部分で貨物集配中の貨物車に限り駐車規制から除くとする規制の緩和例



貨物車の駐車需要の多い時間帯で貨物集配中の貨物車に限り駐車可能とする規制の緩和例

【貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し】

平成29年8月に「トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」(自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議取りまとめ)」に「貨物集配中の車

両に係る駐車規制の見直し」が盛り込まれたことを踏まえ、各地域の駐車需要、道路環境及び交通実態を的確に把握し、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、道路管理者等と連携し、駐車規制の見直しを行っているところ、令和4年度末までに全国で新たに、138区間において駐車規制の対象から貨物集配中の車両を除外し、290区間において貨物集配中の車両を対象とする駐車可の交通規制を実施するとともに、貨物車専用・優先のパーキング・メーター等による268台分の駐車枠を整備した。

そのような中、トラックドライバーに時間外労働の上限が規制される、いわゆる2024年問題を受け、今後ますますトラックの路上での駐車需要が高まることが見込まれる。貨物集配中の車両を対象とする駐車規制については、こうした社会的変化に伴う駐車需要や交通実態等の変化に応じ、引き続き、不断の見直しを行うこととしている。



標識・標示の一例(場所によって規制対象や時間等の記載内容は異なる)



貨物集配中の車両に配慮した駐車規制の見直しの実施例

(3) 時間制限駐車区間規制の実施の検討

路外駐車施設の整備が十分でなく、路上における短時間の駐車需要が高いと認められる道路の部分について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制の実施を検討することとしている。

令和4年度末現在、全国の都道府県公安委員会が行っている時間制限駐車区間規制は1,198区間(約305km)であり、パーキング・メーター1万2,585基、パーキング・チケット発給設備1,117基(駐車可能枠数6,730台分)をそれぞれ設置し、管理している(図表4参照)。

なお、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備のうち、利用率が低いものについては、撤去を検討することとしており、撤去後は自転車専用通行帯の整備、歩道拡幅等既存の道路空間の有効活用に配慮している。

なお、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備のうち、利用率が低いものについては、撤去を検討することとしており、撤去後は自転車専用通行帯の整備、歩道拡幅等既存の道路空間の有効活用に配慮している。

《時間制限駐車区間規制の実施状況》

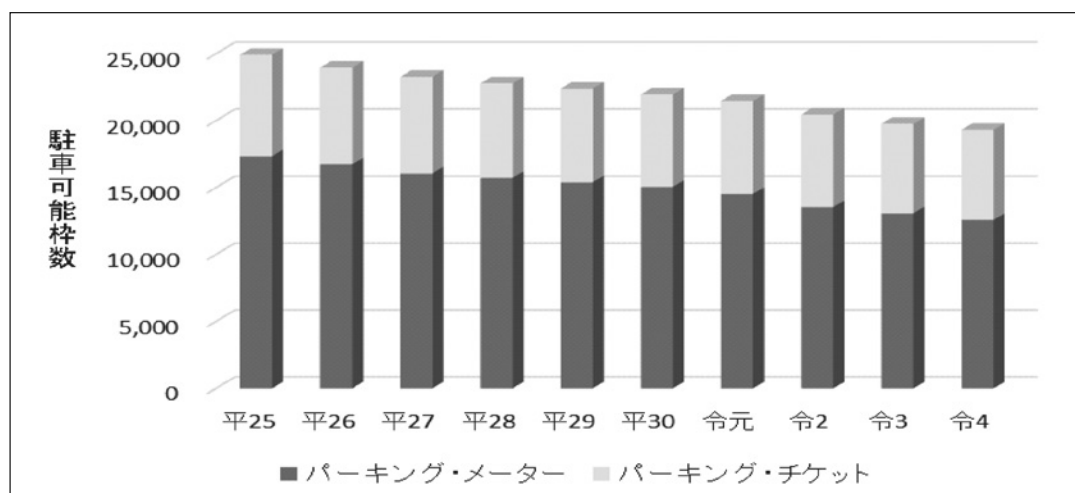


周辺施設の短時間利用者の利便性向上を目的とした時間制限駐車区間規制の実施例



貨物車の駐車需要に配慮した貨物車専用時間制限駐車区間規制の実施例

図表4 パーキング・メーター等の設置状況の推移(平成25年度～令和4年度)



年度	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
メーター基数	17,338	16,742	16,064	15,730	15,392	15,056	14,525	13,540	13,087	12,585
チケット基数	1,187	1,135	1,143	1,126	1,119	1,112	1,126	1,126	1,102	1,096
駐車可能枠数	7,584	7,229	7,209	7,057	6,992	6,910	6,940	6,907	6,680	6,589
基数合計	18,525	17,877	17,207	16,856	16,511	16,168	15,651	14,666	14,189	13,702
枠数合計	24,922	23,971	23,273	22,787	22,384	21,966	21,465	20,447	19,767	19,174

注 1 「メーター」はパーキング・メーターを、「チケット」はパーキング・チケット発給設備を、それぞれ示す。
 2 パーキング・メーターの駐車可能枠数は、設置基数と同数である。

《パーキング・メーターの撤去による道路空間の有効活用状況》

《撤去前》



《撤去後》



利用率の低いパーキング・メーターを撤去して自転車専用通行帯を整備した道路空間の有効活用例

(4) 二輪車に配慮した駐車対策の推進

自動二輪車等(自動二輪車又は原動機付自転車)の駐車需要が満たされていない地域については、地方公共団体、道路管理者、民間事業者等に対して自動二輪車等の駐車場の整備を働き掛けているほか、地域の交通実態等に応じ、対象を自動二輪車等に限定して駐車可とするなど、きめ細かな対応に努めている。

なお、令和4年に道路交通法等が改正され、特定小型原動機付自転車が新設されたことから、今後、特定小型原動機付自転車の普及に伴う駐車需要にも関係機関と連携して的確に対応していく必要がある。

《二輪車に配慮した駐車対策の実施状況》



普通自動二輪車又は原動機付自転車を駐車可能とする規制の緩和例

3 高齢運転者等専用駐車区間制度の運用

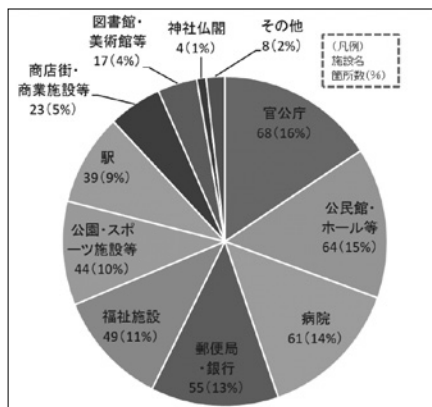
身体機能の低下が運転に影響を与えるおそれのある高齢運転者等を支援するため、道路標識により高齢運転者等専用駐車区間に指定されている場所では、高齢者等が運転し、都道府県公安委員会が交付した高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り、駐車又は停車をすることができることとしている。

(1) 高齢運転者等専用駐車区間の設置状況

- 令和4年度末現在、高齢運転者等専用駐車区間の設置箇所数は、
- ・ 高齢運転者等専用駐車区間が428か所(1,295台分)
 - ・ 高齢運転者等専用時間制限駐車区間が4か所(5台分)

となっており、高齢運転者等の利用が多い官公庁、病院及び郵便局・銀行等の周辺道路に設置している(図表5参照)。

図表5 主な周辺施設の状況



《高齢運転者等専用駐車区間の設置状況》



(2) 高齢運転者等標章交付状況

令和4年度末現在の高齢運転者等標章の有効枚数は6万5,839枚で、道路交通法第45条の2第1項第1号に掲げる者(70歳以上の者)に対し6万4,633枚を、同項第2号に掲げる者(両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている者及び肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている者)に対し639枚を、同項第3号に掲げる者(妊娠中又は出産後8週間以内の者)に対し567枚を、それぞれ交付している。

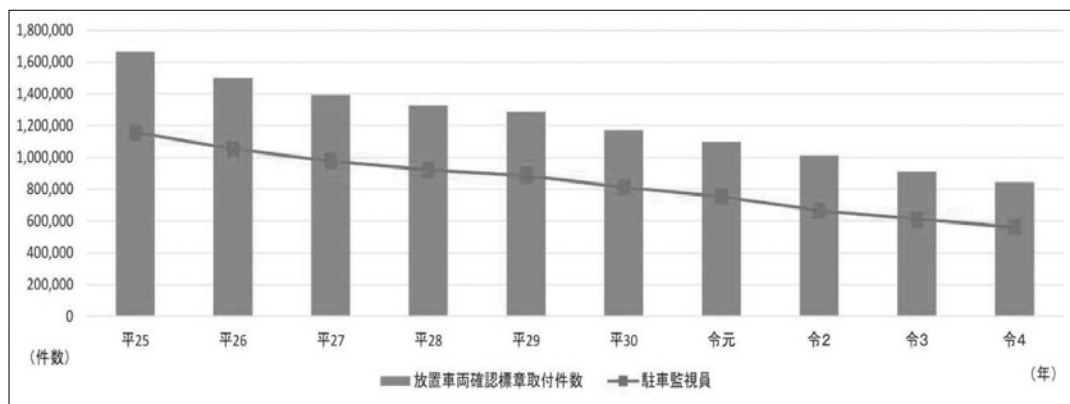
4 違法駐車の効果的な取締り

(1) 違法駐車取締り

放置車両の確認事務は、令和5年4月1日現在、全国418警察署において、53法人に委託しており、約1,900人の駐車監視員により、地域住民の意見、要望等を踏まえて策定・公表されているガイドラインに沿った、メリハリのある違法駐車取締りが行われている。

令和4年中の放置車両確認標章の取付件数は、84万4,598件(うち駐車監視員によるものは56万3,587件)であった(図表6参照)。

図表6 放置車両確認標章取付件数(平成25年～令和4年)



区分	年次	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
放置車両確認標章取付件数	平25	1,664,504	1,499,283	1,394,977	1,329,894	1,285,596	1,174,633	1,101,499	1,014,064	912,603	844,598
	駐車監視員	1,158,390	1,056,000	977,003	922,716	887,825	813,802	754,939	667,202	613,644	563,587

(2) 悪質な駐車違反に係る責任追及

放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、運転者及び使用者の責任追及を徹底している。

令和4年中、放置違反金を納付しなかった者に対して滞納処分を9,377件(徴収件数)実施したほか、車検拒否は9,151件であった。また、放置違反金納付命令を繰り返し受けた車両の使用者に対して車両の使用制限命令を1,536件実施した。

5 関係機関・団体等との連携による駐車対策の推進

(1) 関係機関・団体等との連携の強化

ア 広報啓発活動

警察では、都道府県交通安全活動推進センター、報道機関等に対し、駐車車両への衝突による交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車危険性・迷惑性についての情報を提供するなど、違法駐車抑止のための広報活動を行っている。

また、地域交通安全活動推進委員等の指導者を対象とする研修会の開催、違法駐車の実態等に関する資料の配布等違法駐車抑止のための活動が効果的に行われるよう必要な支援を行っている。地域交通安全活動推進委員は、令和5年4月現在、約1万6,800人が都道府県公安委員会から委嘱を受け、広報啓発活動、協力要請活動、相談活動等を行っている。

イ 駐車対策協議会等の設立による各種駐車対策の推進

警察では、地方公共団体、道路管理者等と共に駐車対策協議会等を設立し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進している。

(2) 駐車場の整備等の働き掛け

ア 駐車場の整備状況

令和3年度末現在、駐車場の設置箇所数は、

- ・ 都市計画駐車場^{**1}が434か所(11万3,318台分)
- ・ 届出駐車場^{**2}が9,851か所(189万9,396台分)
- ・ 附置義務駐車施設^{**3}が7万5,991か所(350万5,529台分)

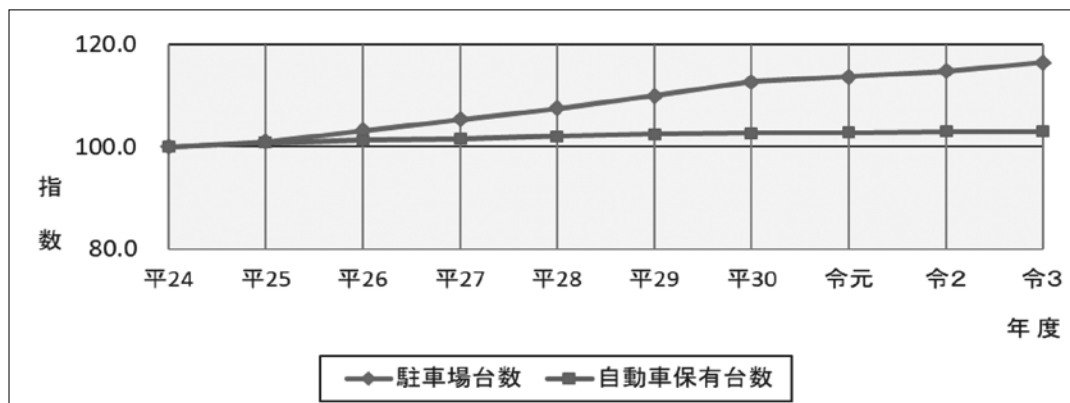
となっている(図表7参照)。

イ 駐車場の整備及び有効利用についての働き掛け

警察では、地方公共団体に対し、駐車場附置義務条例の制定、公共駐車場の整備等を働き掛けており、令和3年度末現在、駐車場附置義務条例を制定している自治体の数は197自治体(荷さばき駐車場の附置を義務付けている自治体の数は88自治体)となっている。

また、駐車対策協議会等の場を通じて、休日や時間外における駐車場の開放等を働き掛けるなど、既存駐車場の有効な利用について積極的な働き掛けを行っている。

図表7 駐車場の整備状況(平成24年度末～令和3年度末)



区分	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
都市計画駐車場	119,614	118,877	119,943	119,872	118,009	116,332	114,835	115,024	114,816	113,318
届出駐車場	1,664,443	1,661,432	1,699,455	1,762,050	1,805,432	1,823,115	1,878,182	1,874,730	1,881,067	1,899,396
附置義務駐車施設	2,953,217	3,004,444	3,068,737	3,106,853	3,170,324	3,271,052	3,347,922	3,396,053	3,442,350	3,505,529
路上駐車場	775	775	606	601	601	601	601	601	601	533
合計	4,738,049	4,785,528	4,888,741	4,989,376	5,094,366	5,211,000	5,341,540	5,386,408	5,438,834	5,518,776
自動車保有台数	76,089,675	76,696,825	77,080,842	77,301,798	77,657,517	77,938,515	78,139,997	78,172,873	78,315,475	78,304,248

注1 国土交通省「自動車駐車場年報(令和4年度版)」から作成

注2 自動車保有台数は、登録自動車(道路運送車両法第4条)に二輪を除く軽自動車(同法第60条)を加えた数値である。

※1 都市計画駐車場

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設として、都市計画に定められた駐車場を都市計画駐車場という。

※2 届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者は、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模その他の必要事項を都道府県知事等に届け出なければならず、この届出がされた路外駐車場を届出駐車場という。

※3 附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内等において、延べ面積が一定規模以上の建築物を新築・増築する者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができ、この条例に基づき附置される駐車施設を附置義務駐車施設という。

6 バリアフリーのための駐車対策の推進

警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区の生活関連経路を構成する道路等、高齢者、障害者等が生活上利用する施設の周辺等において、バリアフリーを妨げる横断歩道上、バス停留所周辺、視覚障害者誘導用ブロック上等の違法駐車車両に対する取締りを行うとともに、違法駐車防止についての広報啓発活動等を推進している。

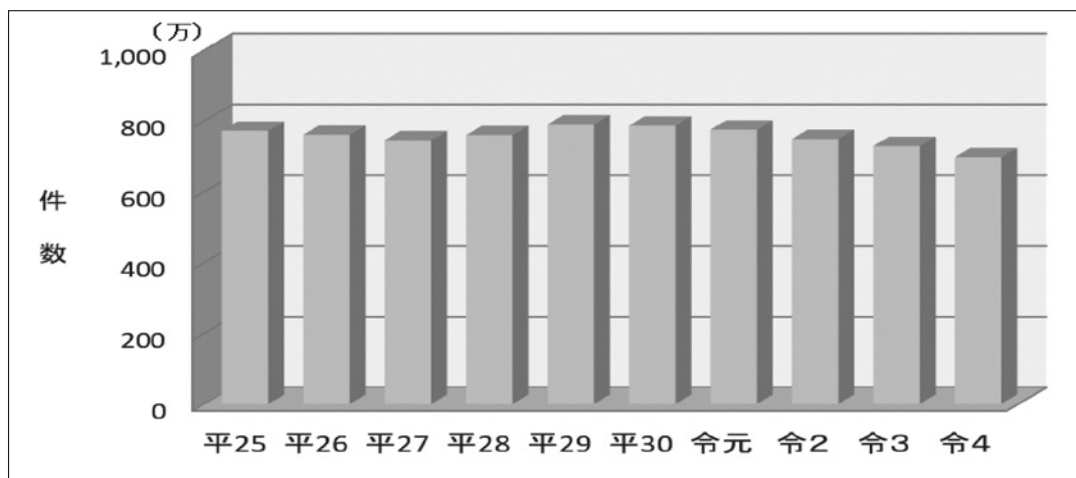
7 自動車の保管場所の確保対策の推進

(1) 自動車保管場所証明等

ア 自動車保管場所証明等

道路が自動車の保管場所として使用されることを防止するため、自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「保管場所法」という。)に基づき、登録自動車の保管場所証明書の交付、軽自動車の保管場所に係る届出の受理等を行っている。令和4年中の自動車保管場所証明申請の受理件数は697万2,516件であった。(図表8参照)。

図表8 自動車保管場所証明申請受理件数の推移(平成25年～令和4年)



区分	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
受理件数	7,717,760	7,605,004	7,449,155	7,594,205	7,896,400	7,861,563	7,747,711	7,481,957	7,284,938	6,972,516

イ 保管場所標章の交付

警察署長は、登録自動車の保管場所証明書を交付したとき、軽自動車の保管場所の届出を受理したとき等は、自動車の保有者に対して保管場所標章を交付しており、保管場所標章の交付を受けた者は、保管場所標章を自動車の後面ガラス等に、見やすいように表示することとされている。

令和4年中の保管場所標章の交付件数は797万2,635件であった。(図表9参照)。

図表9 保管場所標章交付状況

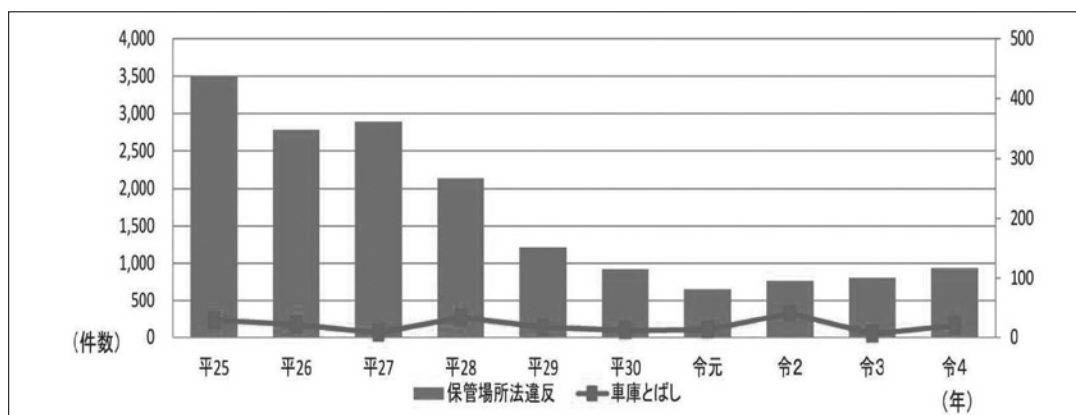
区分	手続種別	令和3年	令和4年	増減	
				件数	率(%)
登録自動車	新規交付	7,225,706	6,765,273	△460,433	△6.4
	変更時交付	16,687	15,821	△866	△5.2
	再交付	9,102	8,954	△148	△1.6
	事業用からの変更時交付	20	76	56	280.0
	計	7,251,515	6,790,124	△461,391	△6.4
軽自動車	新規交付	1,213,144	1,167,602	△45,542	△3.8
	変更時交付	14,757	13,523	△1,234	△8.4
	再交付	4,490	1,351	△3,139	△69.9
	事業用からの変更時交付	22	35	13	59.1
	計	1,232,413	1,182,511	△49,902	△4.0
合計		8,483,928	7,972,635	△511,293	△6.0

(2) 保管場所法違反等の取締り

道路上を自動車の保管場所として使用し、又は自動車を道路上に長時間駐車するいわゆる青空駐車や、自動車の保管場所を確保していないにもかかわらず、自動車を保有するために、自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置等を偽って保管場所証明を受けるいわゆる車庫とばしは、道路使用の適正を阻害するほか、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすことから、保管場所法違反等の取締りを推進している。

令和4年中の青空駐車等の取締り件数は943件、車庫とばし事件の検挙件数は20件であった(図表10参照)。

図表10 保管場所法違反等検挙件数(平成25年～令和4年)



区分	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
保管場所法違反	3,497	2,782	2,899	2,136	1,214	930	654	768	803	943
車庫とばし	29	21	8	33	17	12	13	40	6	20

(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)

自動車を保有するためには、保管場所証明申請、道路運送車両法に基づく検査登録、税・手数料の納付などの多くの手続が必要であるが、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で一括して行うことを可能としたのが自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「OSS」という。)である。申請者等は、OSSを利用することで、複数の行政機関の窓口に出向くことなく、自宅等からインターネットに接続されたパソコンを介して24時間いつでも申請することができるため、手続に要する時間・手間を削減することができる。OSSは、平成17年から運用が開始され、これまで対象手続や対象地域を拡大しながら利便性の向上が図られてきた。

OSSによる保管場所証明申請については、令和5年1月から全都道府県において手続が可能となった。

今後、関係機関等と連携しながら、更なる利便性の向上に努めることとしている。

令和5年秋季駐車場研修会 講演会議事録

「札幌都心のまちづくり」

「札幌市の都心部における交通まちづくり」

研修会二日目、札幌都心部の開発状況を視察した後、札幌市より「札幌都心のまちづくり」「札幌市の都心部における交通まちづくり」という演題でご講演をいただきました。

講演会の会場につきましては、株式会社北洋銀行のご厚意により「北洋銀行セミナーホール」を使用させていただきました。

【講演1】

(1)演 題

「札幌都心のまちづくり」

(2)講 師

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室
都心まちづくり課長 岩田 朋道 様

(3)概 要

札幌都心部は、1972年冬季五輪開催時期に建設された建物の更新時期が到来し、2020年から2030年にかけてリニューアルが加速する見込みである。札幌市では、まちづくりの指針として、「第2次都心まちづくり計画(2016年策定)」と「都心エネルギーマスタープラン(2018年策定)」を定め、エネルギー施策と一体となった都心まちづくりを行っている。

第2次都心まちづくり計画では、都心の骨格構造として、“にぎわいの軸(駅前通)”などの骨格軸と“札幌駅交流拠点”などの交流拠点を定めるとともに、“都心強化先導エリア”などのターゲットエリアを定めている。

都心エネルギーマスタープランでは、「低炭素」「強靱」「快適・健康」を基本方針として、2050年までの目標として、①建物からのCO2排出量の80%削減、②分散電源比率30%以上、などを掲げている。

併せて、これからの都心まちづくりを支える仕組みを充実させている。具体的には、①開発誘導方針による個別の民間開発の容積率緩和、②地区まちづくり推進要綱による地区単位のまちづくりの推進、③札幌都心E!まち開発推進制度による脱炭素化の推進、④オフィスへの積極的な企業誘致として、「大札新(ダイサッシン)」というスローガンのもと、賃料補助制度などを展開している。

【講演2】

(1)演 題

「札幌市の都心部における交通まちづくり」

(2) 講師

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 交通計画課
交通施設担当課長 佐藤 一郎 様

(3) 概要

都心部における交通まちづくりについて、「これまで」「最近」「これから」に分けていくつか紹介する。

① これまでの交通まちづくり

- ・札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)を2011年に供用開始し、既存の地下街も含め、札幌駅からすすきの駅までの約1,900mの地下空間が誕生した。
- ・街を東西に分断していた創成川通(8車線)のアンダーパス連続化(トンネルは2009年供用開始)により東西市街地の連携強化を図った。
- ・路面電車のループ化(2015年開業)により、利便性の向上を図った。

② 最近の交通まちづくり

- ・2022年に、片側2車線道路(南一条通)を片側1車線に規制して、賑わいの創出と歩行者の安全性の向上を図る道路空間利活用実証実験が行われた。(わざわざわストリート)

③ これからの交通まちづくり

- ・北海道新幹線札幌延伸により、札幌・東京間について4時間半を目指すとされている。新幹線札幌駅予定地前で進められている市街地再開発事業(札幌駅交流拠点北5西1・西2地区)で大規模バスターミナルが計画されており、交通結節点としての機能が強化される。

駐車場関連では、駐車施設の供給量が増加する一方で自動車保有台数が横ばいとなるなど、駐車需要の伸びは鈍化してきていることから、量的な駐車場整備主体に主眼を置いたこれまでの制度から、地域のまちづくりに応じた柔軟な運用ができる制度への転換を図ることで、建替えの促進や街並みの連続性の確保など、まちづくりへの寄与を意識した駐車施策を展開している。2018年に「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を改正し、①駐車場整備地区における附置義務台数の適正化、②隔地距離の緩和、③公共交通利用促進による特例制度の新設などを行っている。

令和5年秋季駐車場研修会（北海道、11月16日(木)、11月17日(金)）

参加レポート

株式会社富士ダイナミクス

パーキング営業統括部長兼ソリューション営業部部長

須藤 浩之

本年6月の福岡・大分に続き、この度は北海道へお邪魔して参りました。全国各地から多数のご参加があり、竹歳誠団長以下合計45名の他、札幌市内では札幌駐車協会から遠藤隆三会長をはじめ10名が加わってくださり大盛況の研修会となりました。

□1日目(11月16日木曜日)

<行程>

北海道ボールパークFビレッジ(北広島市)視察→おたる別邸(意見交換会)

→ザ ロイヤルパーク キャンパス 札幌大通公園(宿泊)



秋晴れの下、新千歳空港からバスで移動し北海道ボールパーク F ビレッジの視察を行いました。北海道日本ハムファイターズの新球場ES CON FIELD HOKKAIDO(エスコンフィールドHOKKAIDO)を含めた約32ヘクタールという広大な敷地の中に、自然と共存する次世代ライブエンターテインメントや心身を育むウェルネスソリューション、文化交流が活発な街づくりを目指す、国内初ともいえるまったく新しいクリエイティブなコミュニティスペースが誕生したのです。

スタジアムツアーはエスコンフィールドのツアーガイド様に案内と説明をいただきました。美しくかつこよくデザインされた外観を仰ぎ見ながらスタジアム内に入ると、壮観な光景や開閉に30分近く要する大屋根に圧倒されました。スタジアム内にはファイターズの栄光と時代時代の歴史や施設全体のジオラマがわかりやすく展示され、通路の大壁面一杯に大谷選手とダルビッシュ選手の肖像画を配する等、同球団にしか表現できない貴重なレガシーを余すところなく伝えています。また、観客が居心地よく過ごすための多種多様なコモンスペースと店舗、観客席から見るフィールドの近さ、フィールドへの視界をできるだけ遮らないバックネット等、きめ細やかに作り込まれていることに気づかされるとともに、北海道日本ハムファイターズがこの施設に込められた想いの強さと多大な労力に頭が下がりました。

続いて、三菱地所株式会社様が開設されたワーケーションオフィス(WORK×ationSite)を見学。タワー11と銘打ったゾーン内のホテル客室フロアに併設され、ナチュラルかつ明るい内装空間で野球観戦をしながらワークやミーティングもできる優雅なスペースです。果たしてここで仕事になるのか、いやいや、ここで過ごすエレガントさがいいのだ、といった参加者の会話で盛り上がりました。

そして、広大な敷地の10か所に配置された約4,000台の駐車場の見学です。展望位置に集まり運営管理をされている三菱地所パークス株式会社様の案内と説明を拝聴した後に質疑応答が交わされました。野球の試合日の利用は観戦チケット(Fチケ)のサイト購入と連動した予約制、試合のない日は一般向けの時間貸し、両方の運用を行うハイブリッド化された駐車場システムを導入しています。同システムは私が在籍する株式会社富士ダイナミクスが三菱地所パークス株式会社様の下で納入させていただきましたが、詳細な内容は別稿(2023年7月31日付 情報発信「アンテナ」(第16回)『HOKKAIDO BALLPARK F VILLAGE(北海道ボールパーク F ビレッジ)』)の紹介と駐車場運営における新システムについて。三菱地所パークス株式会社取締役常務執行役員 平石政人様)をご参照いただければ幸いです。

日が暮れる頃、宿泊ホテルの『ザ ロイヤルパーク キャンパス 札幌大通公園』に到着。同ホテルは札幌大通公園に聳え立つさっぽろテレビ塔のライトアップを眼前に臨む絶好のスポットに立地します。地産地消をベースに「北海道を体感する」をコンセプトとして2021年10月にオープンした上質を感じるホテルです。あまりに印象的であったのは客室内に設置されているウッドスピーカー(北海道産のトドマツを加工して製作)とレコードプレーヤー。フロントでレコードを借りて室内で好きな音楽を楽しめるようになっています。私事ですが次回の札幌出張はここに宿泊することにした次第です。

チェックインした後ロビーに集合し10分ほど歩きながら意見交換会の店へ。夕食はおたる別邸でいただきました。札幌駐車協会の遠藤隆三会長の挨拶をスタートに、北海道ならではの美味しいお食事と札幌駐車協会より差し入れていただいた大吟醸吉翔等の地酒を賞味しつつ各テーブルで活発な意見交換が行われました。

最後に、竹歳団長より中締めのご挨拶があり、散会後は大勢の方が夜のすすきのに繰り出されたことと思います。



札幌駐車協会 遠藤会長



竹歳副会長

□2日目(11月17日金曜日)

<行程>

ホテル出発→札幌都心部の開発状況視察(バス移動しながら十数か所の開発物件の見学)→北洋銀行セミナーホール(北洋銀行様および札幌市様の講演)→「サッポロビール園」(昼食)→厚真町・北海道胆振東部地震被災地ガイドツアー→新千歳空港(解散)

二日目は朝から雨模様となり肌寒さを感じる気候となりました。ホテルをあとにしてバスに乗りながら札幌都心部の開発状況と大規模開発14物件の視察です。

講師の三菱地所株式会社北海道支店ご担当者様より、札幌中心地周辺のエリア区分や駐車場マーケット、札幌都心の開発動向についての解説の後、札幌中心部(札幌駅近傍～中島公園近傍の間のゾーン)の大規模開発物件14か所全てについてひとつひとつ説明していただきながら見学することができました。講師の方は移動するバス内で立たれているにもかかわらず、澁むこともなく立て板に水が如く、わかりやすくお話される様に頭が下がりました。

次は、北洋銀行セミナーホールに移動し北洋銀行様および札幌市様の講演を拝聴しました。

北洋銀行様は札幌中心部で相次ぐ大規模開発に必要な資金調達などを通じて地域の発展を想いご尽力されていることを知る機会となりました。また、普段は外部に使用されることのないセミナーホールを本研修のために使用させていただきました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

続いて、札幌市まちづくり政策局政策企画部様より『札幌都心のまちづくり』、札幌市まちづくり政策局総合交通計画部様より『札幌市の都心部における交通まちづくり』についてお話をいただきました。2020年～2030年にかけて札幌都心リニューアルが加速し2028年まで開発のピークが続くことと合わせて、開発を支える仕組みの充実、企業誘致や民間開発の誘導・調整、象徴的空間の創出による街並み形成等の幅広い視野にわたり取組まれていること、脱炭素化等のエネルギー施策としては、都心において様々な技術を駆使した熱供給事業を展開されており、また、北海道胆振東部地震の際に北海道全域で発生したブラックアウトの教訓としてエネルギーセンターを備えたビルを核とする災害時対策利用に取り組まれていること等を学ぶことができました。



札幌市 まちづくり政策局
政策企画部 都心まちづくり推進室
都心まちづくり課長 岩田様



札幌市 まちづくり政策局
総合交通計画部 交通計画課
交通施策担当課長 佐藤様

国内大都市圏においても人口減が進む中、人口200万人を超えんとする札幌市の意気込みや勢いを感じながら、昼食会場のサッポロビール園に到着。ジンギスカン料理を囲みながら各テーブルとも和気あいの雰囲気の中、安易に肉を追加しすぎて完食に苦しんでいるテーブルもあったようです。



研修会の最後を飾るのは、一般社団法人厚真町観光協会のガイド様による北海道胆振東部地震被災地ガイドツアーです。2018年9月6日午前3時8分頃にマグニチュード6.7、最大震度7の大規模地震が発生、斜面崩壊による土砂災害で厚真町を中心に死者44名・重傷者51名、5千棟近い建物が全壊・半壊し、北海道内約295万世帯で大規模停電(ブラックアウト)する等大きな被害となりました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、長い時間を要する被災された方の「暮らし」の立て直しと心の回復、被災地域のさらなる復興を願っております。



雨天のためバスから外に出て視察することは叶いませんでしたが、地震発生から5年を経た今も山の斜面が崩れた様子がかかなりの広い地域に残り、広範囲にわたる土砂崩れ防止工事が施されており、当時の被害の大きさを目の当たりにすることができました。

一般社団法人厚真町観光協会のガイドスタッフ様達は、本研修会でお話いただいたことも然り、今もこれからも、被災経験を通じて学んだ“災害への備え”、“思いやり”、“絆の大切さ”などを伝承する活動を行っていくとのことでした。

その後、新千歳空港までバスで移動の上解散し秋の研修会も無事終了となりました。ご参加の皆様お疲れ様でした。

最後に、有意義で楽しい本研修会の企画と準備にご尽力くださいました全日本駐車協会の企画委員および事務局、また、札幌関係の労をお取りくださいました遠藤隆三会長をはじめ札幌駐車協会の皆様にご心より御礼を申し上げ参加レポートの結びと致します。

調査資料

令和5年度会員駐車場調査

一般社団法人全日本駐車協会

会員駐車場調査は、次の3点を目的に実施しております。

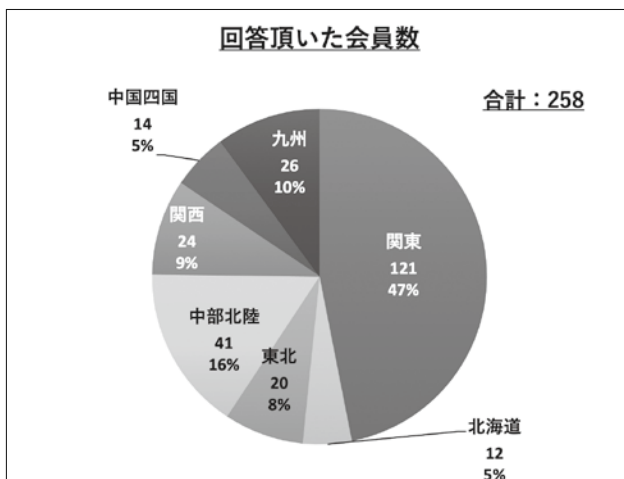
- ①会員の駐車場事業の実態を把握すること
- ②会員が興味を持っている内容について調べ、フィードバックすること
- ③調査結果を協会の調査研究・情報収集活動に活用すること

今般、令和5年度の調査結果がまとまりましたので報告いたします。

調査にご協力頂いた会員各社、取りまとめにご協力いただきました各地駐車協会事務局に誌上をお借りして厚く御礼申し上げます。

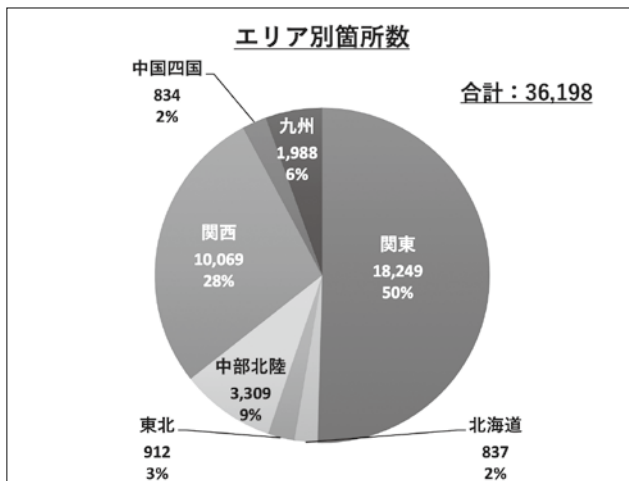
1. 調査時期 令和5年8月時点
2. 調査対象 全日本駐車協会
・各地駐車協会正会員
(正会員が団体の場合にはその構成員を含む場合がある)
・個人会員
3. その他 本調査は今年度より調査方法をWeb方式に変更し、調査を行いました。

1. 回答した会員数割合(エリア別)



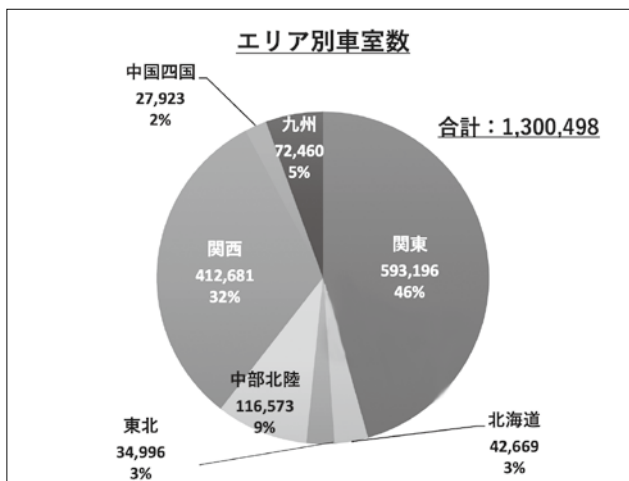
2. 駐車場概要

(1) エリア別の箇所数・車室数



エリア別に見た箇所数は、昨年度と同様の傾向(分布割合)にあるが、関東エリアが4ポイント減となったほか、東北、中部北陸、関西、九州エリアが1ポイント増となっている。

回答を頂いた会員数が昨年度比12減、箇所数は同比3,700の減となっているが、関東エリアの箇所数が約3,200減(15%減)と大きく、4ポイント減の要因となった。



エリア別に見た車室数も、昨年度と同様の傾向(分布割合)にあるが、関東エリアが2ポイント増、中部北陸エリアが2ポイント減となった以外は、変動はない。なお、箇所数は3,700箇所減ったが、車室数の合計は11万箇所強増えている。

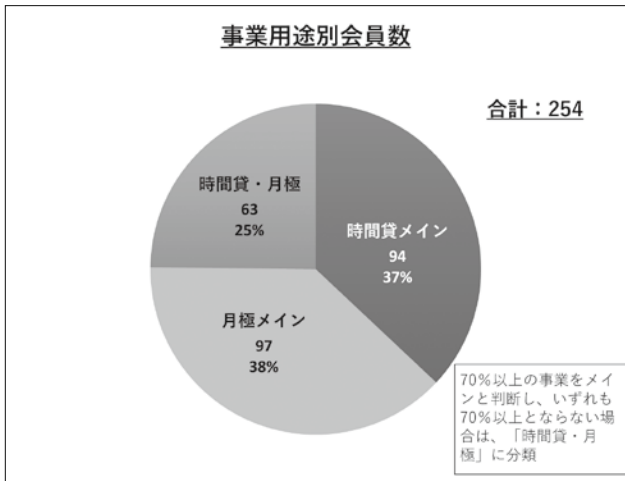
また、1箇所当たりの平均車室数は次表の通りで、全国平均は昨年度より3.6台増えており、東北と

中部北陸エリアを除く5エリアで増えている。変動が大きいのは、関東エリアの6.0台増、東北エリアの5.2台減、中部北陸エリアの7.8台減である。但し、いずれのエリアも、回答を頂いた会員の違いによる影響が大きいと考えられる。

【1箇所当たりの平均車室数】

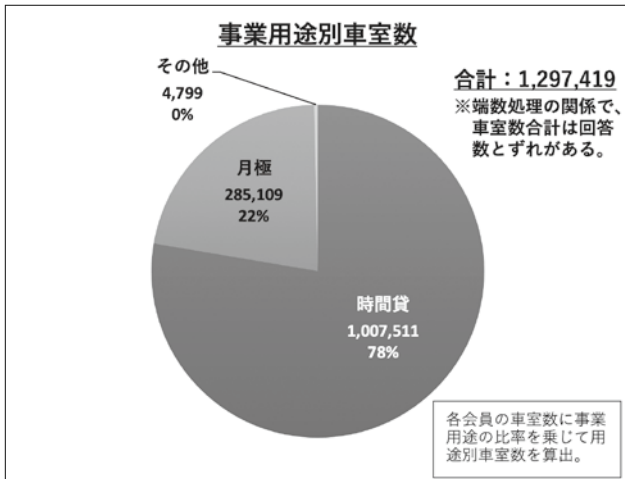
関東	北海道	東北	中部北陸	関西	中国四国	九州	全国平均
32.5台	51.0台	38.4台	35.2台	41.0台	33.5台	36.4台	35.9台

(2)事業用途別の会員数・車室数



事業用途別に見た会員数であるが、過去2年はほぼ三分される結果となったが、今回は時間貸メインが2ポイント増、月極メインが6ポイント増、時間貸・月極が8ポイント減と、比率の変動が見られた。但し、「用途を固定していない」等の理由で「その他」を100%と回答した会員は「時間貸・月極」に分類していることに留意が必要。

なお、「未回答」が4件あったため、回答合計は254件となっている。



各会員の車室数に事業用途ごとの比率を乗じて、事業用途別に車室数を見ると、会員数で見た時と大きく比率が変わり、「時間貸」が78%（昨年度比3ポイント増）、「月極」が22%（前年度比2%減）となった。これは、大規模に駐車場の運営・管理を行っている会員（以下「大規模会員」という）が「時間貸」中心であるためである。

(3)法的分類(会員数)

都市計画		届出		付置義務	
50会員	19.4%	115会員	44.6%	114会員	44.2%

※重複回答有
※割合は回答数(258)に対する比率

昨年度比で、届出駐車場が8.0ポイントの増、付置義務駐車場が9.4ポイントの増と会員数が大きく増えている。

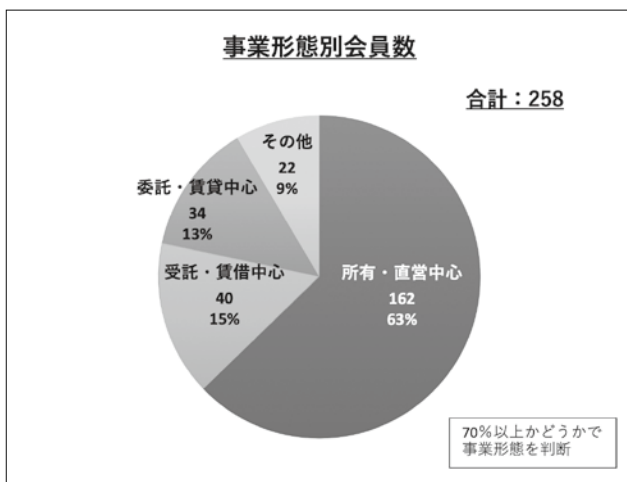
(4)構造・形式(会員数)

平地		自走式 (除く平地)		機械式	
134会員	51.9%	144会員	55.8%	110会員	42.6%

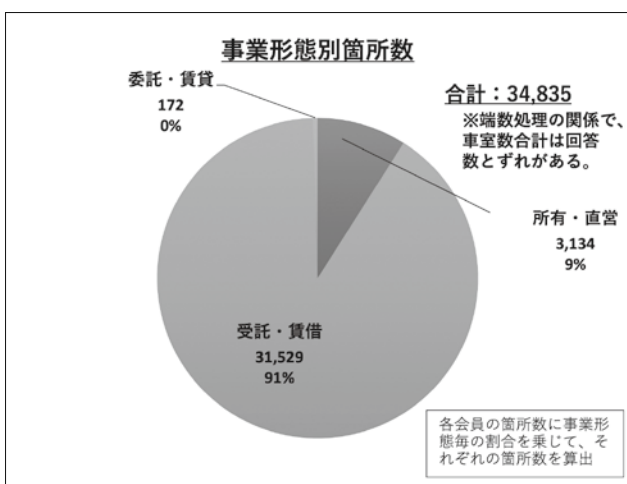
※重複回答有
 ※割合は回答数(258)に対する比率

多少の増減はあるが、各回答の割合は昨年度比で大きく変わっていない。

(5)事業形態別の会員数・箇所数

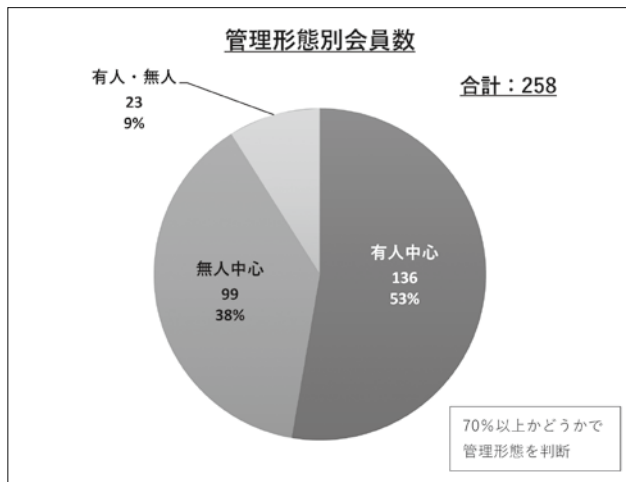


事業形態別に見た会員数は、「所有・直営中心」が63%と3分の2近くを占めている。なお、2ポイントの増減はあるものの、分布割合は昨年度とほぼ同様である。

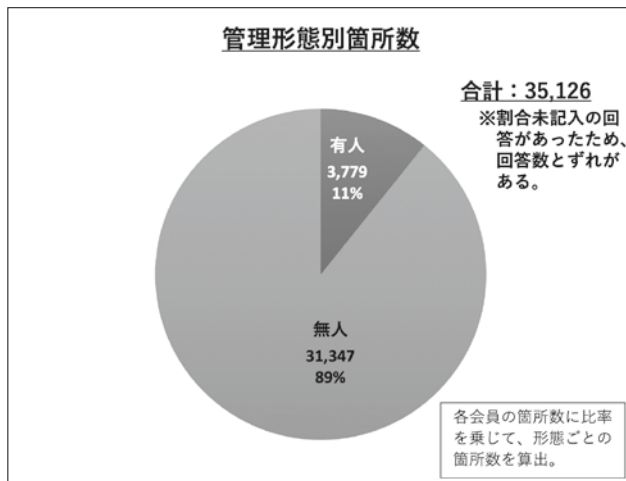


事業形態別に箇所数を見ると、会員数で見た時と大きく比率が変わり、「受託・賃借中心」が91%(昨年度比2ポイント減)と大半を占めている。これは、大規模会員が「受託・賃借」中心であるためである。

(6)管理形態別の会員数・箇所数



管理形態別に見た会員数は、「有人中心」が53%と過半を占めているが、昨年度比で有人中心は7ポイントの減、無人中心は6ポイントの増となり、比率はほぼ3：2（53%：38%）である。



各会員の箇所数に管理形態ごとの比率を乗じて、管理形態別に箇所数を見ると、会員数で見た時と大きく比率が変わり、「無人」が89%（前年度比3ポイント増）と大半を占めている。これは、大規模会員が「無人」中心であるためである。

3. 各種取組み

[注]「3. 各種取組み」においては、月極駐車場では一般的に導入しないと考えられる取組み(1)、(3)～(6)、(8)、(9))については、導入割合を計算する際に、月極駐車場の事業割合が100%の会員数やその箇所数を除外している。

(1)バリアフリー対応

	導入済会員数		導入割合
幅3.5mの車いす用スペース	86	42.8%	2.6%
通常幅の身障者等用スペース	72	35.8%	0.7%
動線のバリアフリー対応	68	33.8%	2.3%
身障者対応精算機	23	11.4%	1.0%

※導入割合は箇所数ベース

導入済会員数の割合については、「幅3.5mの車いす用スペース」が6.9ポイントの増、「動線のバリアフリー対応」が5.7ポイントの増となっており、大きく伸びている。

また、導入済会員数の割合に比べて、箇所数ベースで見た導入割合は引き続き非常に低く、十分な対応がなされていない現状は変わっていない。

(2)EV対応

①導入状況

	導入済会員数		導入割合
急速充電器	21	8.1%	0.2%
普通充電器	63	24.4%	3.2%

※導入割合は箇所数ベース

今年度は、普通充電器の選択肢を1つにまとめた(昨年度はポール型・スタンド型とコンセント型に分けていた)。導入済会員数の割合については、急速充電器が昨年度比で0.7ポイント増、普通充電器が1.9ポイント減少している。

②今後のEV対応

	会員数	
増やしていく、増やしている	33	12.8%
変わらない、方針未定	219	84.9%
減らしていく、減らしている	1	0.4%
回答なし	5	1.9%

「増やしていく、増やしている」という回答が4.3ポイント増加した一方、「変わらない、方針未定」という回答が27.1ポイントも伸び、約85%を占める結果となった。これは、昨年度は「回答なし」が多く(33.7%)、今年度は当該回答が減ったこともあるが、「変わらない、方針未定」の回答数自体が62件(156→219)も増えていることから、EV充電器の設置について様子を見ている会員が多いという傾向が窺える。

③②の設問で「増やしていく」「増やしている」と答えた会員が増やす充電器

	会員数	
	急速充電器	7
普通充電器	12	36.4%
急速充電器・普通充電器	14	42.4%

今年度は普通充電器の選択肢を1つにしたほか、「両方」という選択肢を追加した。昨年度は「急速充電器」と「普通充電器」の比率が1:2(7:14)であったが、今年度は「両方」の回答数を「急速」と「普通」それぞれに加算すると、その比率はほぼ45:55となり、急速充電器を増やそうとする意向が高まっていると考えられる。

(3)料金対応

	導入済会員数		導入割合
	短時間料金無料	45	
上限最大時間の設定	154	76.6%	
夜間料金の設定	110	54.7%	
変動制料金	12	6.0%	
提携店舗割引対応	120	59.7%	

※導入割合は箇所数ベース

「上限最大時間の設定」が、会員数ベースで8.6ポイント増、箇所数ベースで15.7ポイント増、「夜間料金の設定」の箇所数ベースが8.4ポイント増と大きく増えているのが今年度の特徴である。

なお、「短時間料金無料」「変動制料金」「提携店舗割引対応」は、導入している会員数割合よりも箇所数割合の方が数値がより低く、大規模会員が導入していない傾向にあることは従来通りである。

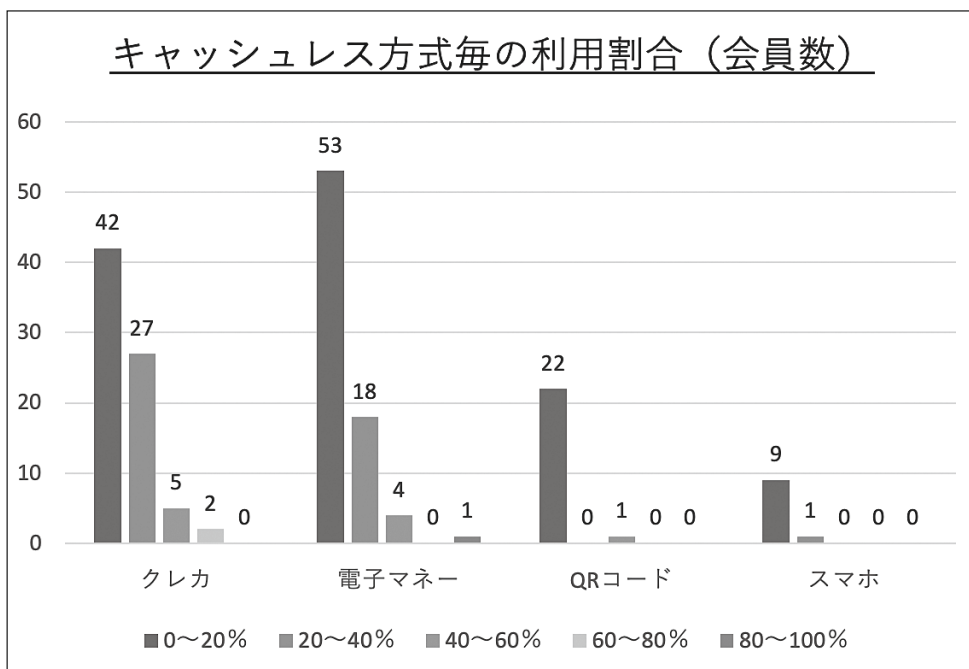
(4)キャッシュレス対応

	導入済会員数		導入割合
クレジットカード対応精算機	76	37.8%	56.4%
電子マネー対応精算機	76	37.8%	53.4%
QRコード対応精算機	23	11.4%	33.0%
スマホ決済	10	5.0%	43.4%

※導入割合は箇所数ベース

「クレジットカード」「電子マネー」「QRコード」については、会員数ベースで6～8ポイントほど増加しており、導入が進んでいることが窺える。また、箇所数ベースでも、「クレジットカード」が9.2ポイント増、「電子マネー」が11.9ポイント増、「QRコード」が32.9ポイント増、「スマホ」が18.0ポイント増と大幅に増加している。

なお、会員数ベースの導入割合に比べて箇所数ベースの導入割合が高いのは、大規模会員の導入が進んでいるためと考えられる。



いずれの項目も傾向としては昨年度と同様で、利用割合は「0～20%」が最も高いが、導入している箇所が増えていることから、実数自体は伸びている。（例えば、クレカの20～40%の実数は、昨年度：15 → 今年度：27）

(5)入出庫管理方式

	導入済会員数	
車番認証連動ゲート	56	27.9%
車番認証ゲートレス	8	4.0%
カメラ認証フラップレス	22	10.9%
スマホアプリ決済連動ゲート	3	1.5%
スマホアプリ決済連動フラップ	5	2.5%
ETC連動ゲート	6	3.0%

今年度より導入割合を算出するときの分母から月極だけの会員数を除いたためか、割合自体は全般的に増加しているが、会員数が減少している管理方式もある(回答した会員の違いの可能性もある)。その中で「カメラ認証フラップレス」を導入している会員は昨年度の16から今年度は22に増え、導入割合もほぼ2倍(5.9%→10.9%)となっている。

(6)予約駐車対応

	導入済会員数		導入割合
自社独自の予約システム	16	8.0%	11.2%
他社の予約システムとの提携	45	22.4%	3.0%

※導入割合は箇所数ベース

自社、他社を問わず、会員数ベースの導入割合は昨年度比で2~3ポイントの増に留まるが、箇所数ベースでの自社の導入割合は6.6ポイント伸びている。

なお、他社との提携については、導入している会員数割合に比べて箇所数割合が低くなっているが、主として大規模会員の提携箇所数が限定的であることによる。

(7)自動二輪車対応

	導入済会員数		導入割合
自動二輪車対応	70	27.1%	2.3%

※導入割合は箇所数ベース

導入済会員数の実数、割合ともに若干減少し、依然として30%を切っている。

会員数ベースの導入割合に比べて箇所数ベースの導入割合がかなり低くなっているが、大規模会員の導入割合が低いことによる。

(8)カーシェア対応等

	導入済会員数		導入割合
カーシェア	59	29.4%	20.1%
シェアサイクル	19	9.5%	0.1%
電動キックボード	8	4.0%	0.0%

※導入割合は箇所数ベース

「カーシェア」については、会員数ベースでは1.3ポイントの増であるが、箇所数ベースでは5.9ポイントの増であり、導入箇所数が大きく伸びている。

また、「シェアサイクル」「電動キックボード」は会員数ベースで2~3ポイントの増であるが、箇所数ベースでは昨年同様ほぼ0%と導入割合は非常に低い。

(9) 駐車場検索アプリ等対応

① 自社駐車場検索アプリ

	導入済会員数		うち満空表示有り	
	数	割合	数	割合
自社駐車場検索アプリ	27	13.4%	19	70.4%

自社の駐車場検索アプリを導入している会員はまだ多くはないが、4.6%ポイント増加しており(実数では7会員増)、導入が進んでいるように見える。そのうち満空表示のあるアプリは、実数は2増(17→19)であるが、割合では14.6ポイント減少しており、満空表示のない検索アプリの導入が増えたと考えられる。

② 外部の駐車場検索アプリの利用状況について

	導入済会員数	
	数	割合
外部の駐車場検索アプリ	60	29.9%

外部の駐車場検索アプリを利用している会員は4増(56→60)、割合で5.7ポイントの増と、若干であるが導入が進んでいるといえる。

③ 利用している駐車場検索アプリ

昨年同様、多種多様な駐車場検索アプリが利用されていることが確認できた。大きく分けると次の通りで、昨年と同様の傾向であるが、AppleやGoogleなどの大手IT企業系アプリの回答が減っていることが特徴である。

① 広範囲をカバーするアプリ (NAVITAIME、iPOSNET、akippa、等) ※Appleマップ、Googleマップ、Yahoo!カーナビは回答数が減少

② 地域系アプリ (S-PARK、横浜市内駐車場案内システム、天神パーキングドットネット、名古屋パーキングナビ、等)



駐車場コラム



■ 駐車場を再考する：多様なニーズを受け止める駐車場へ

日本大学理工学部土木工学科 教授 大沢 昌玄

1. 私の駐車場はじめ

私は自動車が大好きだ。今でも、時間があれば自動車のカタログや雑誌を見て、さらに時間が許せば、ドライブを楽しんでいる。ドライブを楽しむということは、走行するということであるが、実際のところほとんどの時間、愛車は駐車場に停まっている(この執筆時も愛車の稼働は1週間に1回で60分くらいである)。私は当初、自動車の走行空間である道路については高い関心を持っていたが、駐車場についてはあまりにも日常的な存在であったため、実務的にも学術的にも考えたことはなかった。私が駐車場について意識し学術的に考えることとなったのは、社会に出たのち、縁あって大学に戻ることとなった際に受けた東京大学名誉教授の新谷洋二先生の講義であった。学部卒であった私は、大学院の授業を聴いたことがなかったため、新谷先生の講義をカバン持ちとして聴いていた。その講義は都市交通計画に関する内容であり、その中で先生は駐車場について語られ、駐車場が交通や土地利用に資する役割を説かれていた。さらに、駐車場を取り巻く組織の複雑さ(都市、道路、住宅、警察など)についても、先生が関わられた実践的な駐車場施策を基に講義されていた。私はその時、「駐車場とは何と深すぎるんだ！実は都市と交通の要であり、駐車場が問題の根源にあるのではないか！」と思い、その後駐車場に関する論文等を読み漁った。今では、行く先々の駐車場を見ては写真を撮り(旅先や買い物先でも駐車場を写真に撮るので、家族からは変に思われている)、都市と交通の観点から駐車場について自分なりに考えるようになった。そして、自治体のまちづくりに関する委員会に参加する機会を得た際には、歩行者優先の道路空間を形成しようとしても、実は附置義務制度があるため駐車場をつくる必要があること、そのため駐車場の配置が大きな影響を及ぼすということに触れ、それ以降実務的にも駐車場に関わるようになった。

2. 駐車場を考える視点：3D+MG

駐車場を考える視点について、3D+MGというキーワードを以下に示す。駐車場は、交通と土地利用の双方からアプローチを行う必要がある。

Density(密度)：駐車場が溢れている都市は、魅力的であるか？

駐車場は自動車の普及とともに整備されてきているが、密度の観点から駐車台数の適正化についても考える必要がある。日本における駐車場密度は業務核都市で60台/ha程度、ニュータウンセンター地区では100台/ha程度であるが、自動車社会が進展している米国では200台/ha以上である。過度の駐車場整備は、土地利用の多くを駐車場が占めることとなり、道路率も加

えると、土地利用の半分以上を自動車目的の土地利用(舗装されている土地利用)が占める状況となってしまいます。舗装面積が多いことは、ヒートアイランドなど環境面からも望ましくない。土地利用の観点からも、適切な駐車場密度を追求する必要がある。

Disposition (配置) : 駐車場により街並みが分断されてしまう都市は、魅力的であるか？

自動車中心から人中心の空間に転換し、居心地が良く歩きたくなる空間づくりが求められている。そのようなウォークアブルの観点からも、駐車場の配置は重要となる。歩行者優先の空間では、駐車場出入り口の設置の制限を行うことも必要である。その意味では、これまでの敷地に対する駐車場(建築物附置駐車場)の設置から、地区全体で駐車場の配置のあり方を考えることが求められる。集約と隔地の概念を用いることが肝要となる。

Design (デザイン) : 魅力的な駐車場をつくってきたか？

近年では、ディテールにこだわったデザインや緑化が施された駐車場もあるが、自動車は優れたデザインを追求しているのに対し、デザインを重視した魅力的な駐車場を展開してきたかについては検証が必要である。自動車の駐車という機能を重視するあまり、施設のデザインについて考えたのか、また内部景観としても外部景観としても魅力的であったのか、真剣に考える必要がある。海外事例を見ると、ショールームのような駐車場が中心市街地にあり、注視しないと駐車場とはわからないものもある。良い意味でまちに溶け込んでいる。単に自動車を駐車する施設ではなく、デザインの優れた駐車場にすることで、まち全体のデザインを向上させる。まちのデザインを牽引するような駐車場づくりを模索したい。

Management (マネジメント) : 利用されていない駐車場ほど虚しいものはない！

1957年に駐車場法が制定され、都心部では駐車場法に基づく建築物への附置義務制度などにより多くの駐車場が積極的に整備されてきた。空港附帯の駐車場など駐車場が不足している状況も引き続き確認できる一方で、今では大都市ターミナル駅周辺を中心に、駐車場供給量が駐車需要を上回り、駐車場の余剰が確認されている。そのため、駐車需要に対応した駐車場供給量を適宜見直し、一般車駐車マスを荷捌き車両駐車マスや移動制約者駐車マス、そして新たなモビリティの駐車スペースに転換するなど、マネジメントを行うことが求められる。今ある駐車場に関する計画について、定期的にメンテナンスする必要がある。

Good Use (利活用) : 駐車場は、まちに開かれた存在であるか？

駐車場は、まちの中にあるまとまった空間でもある。平時は駐車場として使用し、イベント時には地域に開放して人々のアクティビティを展開する場所として一時的に利用することも考えられる。また、路上駐車場をパークレットとして活用することも駐車場の有効活用である。さらに、駐車場は災害時の避難場所や活動場所ともなる。特に、立体式駐車場は位置的に高くなることから、浸水時の避難場所としても活用できる。事実、立体駐車場所所有者と地元自治体で協定を締結し、災害時の避難場所としての位置づけも行われている。今までの駐車場は、自動車利用に特化していたかもしれないが、これからはまちに開かれた場として活用するという観点も重要である。

3. 駐車場も大きな変革期：次の100年の駐車場を考える

現在、自動車は電動化や自動運転など100年に一度の大きな変革期を迎えている。それを踏まえると、駐車場も大きな変革期を迎えることとなる。電動化においては、駐車場に停めている間に充電することとなり、今までになかった設備が必要となってくる。自動運転のレベルが上がりレベル4、レベル5と言われるような完全自動運転が実現化されれば、安心して安全な場所で人は乗り降りすることとなる。駐車マスでの乗降がなくなることから、駐車容量は増える。乗降場が駐車場内に設置されることとなり、駐車場内の空間の再配分が行われることとなる。

まちづくりにおいて、これまで「駐車場は後から考える」ことが多かったかもしれないが、これからは「駐車場から先に考える」ことが必須となる。駐車場に関する法体系は実は複雑であり、さらに対象範囲に限定があるなど、奥が深い。歴史的地区や観光地といった自動車交通が輻輳するエリアでの駐車場施策の展開も絶対的に必要である。そのためには、駐車場に関する全体を俯瞰するような基本法、もしくは基本方針があった方がよい。駐車場法の目的に「都市における自動車の駐車のための施設の整備」とあるが、これからは都市という限定ではなく全国を対象とし、「道路交通の円滑化を図る」に「まちづくりに寄与する」という考え方を加え、多様なニーズを受け止める駐車場展開について再考することが大切ではないだろうか。

情報発信「アンテナ」(第18回)

「電動車の普及に向けた充電インフラに関する取組 ～2030年30万口設置に向けて～」

経済産業省製造産業局自動車課

小林 克洋、高山 大地

1 電動車の普及に向けた充電インフラの位置づけ

我が国では2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、「2035年までに、乗用車新車販売で電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)100%」という目標を掲げています。

こうした目標を設定している中で、特に電気自動車とプラグインハイブリッド自動車については、充電インフラの整備が不可欠であり、車の普及と両輪で進めていくことが重要です。

今回、充電インフラを巡る動きをご紹介します。

2 充電インフラの基本情報

充電器の種類には、大きく分けて「急速充電器」と「普通充電器」があります。

まず、「急速充電器」の特徴は、短時間での充電ができることです。電気が入るスピードが速い分、充電時間が短くて済みますが、設置費用や電気料金の基本料金などの維持・固定費用が高い傾向にあります。短い滞在時間を想定している、高速道路のSA(サービスエリア)・PA(パーキングエリア)やSS(サービスステーション)等への設置が主に想定されています。

次に、「普通充電器」の特徴は、長時間(数時間～半日)をかけての充電を想定していることです。その代わりに、設置費用や維持・固定費用は、急速充電器と比較すると安くなります。長い滞在時間が想定される、自宅や商業施設・ホテル等への設置が想定されます。

充電器の種類	普通充電器		急速充電器	
				
種類	コンセントタイプ	充電ケーブル搭載タイプ	1口タイプ	1口タイプ 複数口タイプ
1口の出力 (複数口の際の 合計出力)	3~4kW	3~6kW	50kW	90kW以上 (例.1口の最大出力が90kWで、 2口合計90~180kW、 6口合計200kW等)

また、場所ごとの分類として、「基礎充電」「経路充電」「目的地充電」があります。

「基礎充電」は、主に自宅やマンションが挙げられます。車が止まっている時間が長いため、コンセント等の普通充電器で自宅にいるうちに充電をするという形が主に想定されます。

「経路充電」は、例えば遠出をする際に、電欠防止の観点からその途中に立ち寄って継ぎ足し充電を行うものです。休憩等で短時間立ち寄る場所(高速道路のSA・PAやコンビニ等)が想定され、充電はスピードが求められるため、急速充電器の設置がメインとなります。

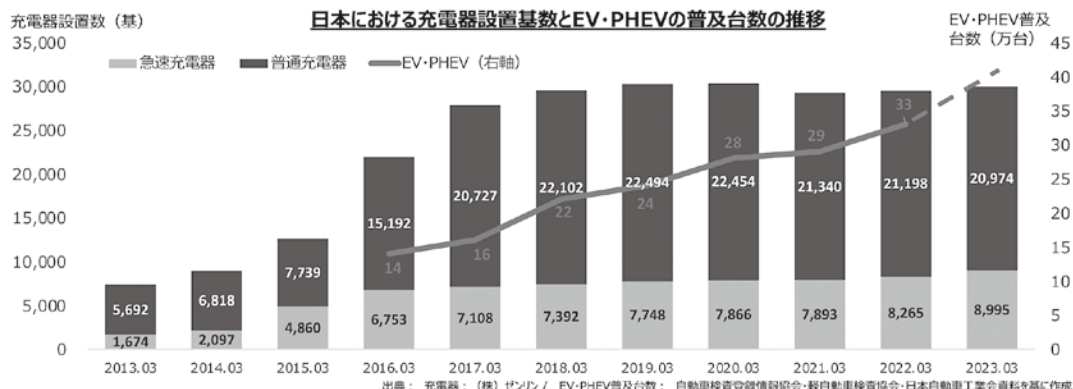
最後に「目的地充電」は、出かけた先で用事を行っている間に充電することを想定しています。例えば商業施設であれば、2～3時間の買い物をしている間に充電、宿泊施設であれば宿泊している夜間に充電するといったものです。目的地充電は、どのくらいの滞在時間が想定されているかにもよりますので、急速充電器、普通充電器いずれも想定されます。



3 充電インフラを巡る経緯・現状

次のグラフにありますとおり、2013年3月と2023年3月を比較しますと、充電器の設置数は増加して、令和5年3月末時点で約3万基(口)となっています。最近では、増加幅が緩やかになってきていますが、過去に設置された充電器が更新の時期を迎え、稼働状況を踏まえて撤去されるケースも出てきていることが原因の一つと考えられています。

一方で、充電器設置に関しては各事業者から野心的な設置目標が発表されており、今後、投資が積極的に行われていくものと考えています。政府としては、充電器設置に関する補助金を設けており、令和4年度に65億円、令和5年度にはその約3倍の175億円の予算を措置しましたが、いずれも予算を超える補助金申請が各事業者等からあり、このことから、今後も積極的な投資が行われていく見込みであることがお分かりいただけると思います。



4 充電インフラ整備促進に向けた指針の策定

このような現状を踏まえつつ、利便性が高く持続可能な充電インフラ社会の構築を目指して、ガソリン車とは異なるEVの使い方を踏まえた急速充電・普通充電に求められる役割、設置場所ごとの課題や充電ビジネスの自立化に向けた課題等について、関係者間で見通しを共有し、課題解決に向けて講じていく措置を明確化することを目的として、2023年6月～8月にかけて「充電インフラ整備促進に関する検討会」を開催し、充電事業者、自動車関係業界団体、自治体等を交えて議論を行いました。

当検討会での議論やその後実施したパブリックコメントを踏まえ、2023年10月に「充電インフラ整備促進に向けた指針」を策定しました。

5 充電インフラに係る取組(指針として盛り込んだ内容)

今後は、「充電インフラ整備促進に向けた指針」の内容に沿って、関係団体の協力もいただきながら取組を進めていくこととしています。

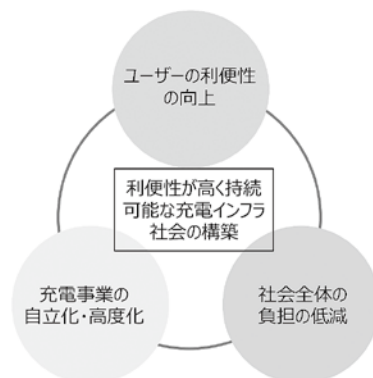
指針においては合計18の論点を盛り込んでいますが、ここでは駐車場関係者の皆様に特に関係のある部分を抜粋してご紹介したいと思います。(ここでご紹介し切れないものについては、ぜひ指針本体をご覧ください。)

■整備に向けた基本的な理念や整備目標

これまでは「公共用の急速充電器3万基を含む充電インフラ15万基設置」という目標のもとで、約3万基の整備を進めてきました。

これまでの整備を進める上では、国内外での電動車の普及、充電インフラの整備に向けた動きが具体化する中で、様々な課題が見えてきました。こうした課題に対応できるよう、まずは充電インフラ整備促進に当たっての3原則を指針において定めました。それは、①ユーザーの利便性の向上、②充電事業の自立化・高度化、③社会全体の負担の

充電インフラ整備における原則



軽減、というものです。

「①ユーザーの利便性の向上」については、車両の性能や使い方を考慮しながら、ユーザーの利便性を向上するというもので、高出力化、設置目安の具体化等を図っていくことを想定しています。

また「②充電事業の自立化・高度化」では、充電事業の自立化・高度化を図るため、コストを低減するとともに、サービスの高度化を図ることを想定しています。

そして「③社会全体の負担の低減」は、充電インフラの整備や運用に伴う公的負担や電力システムへの負担を低減していくため、公共性を考慮しながら、効果的、効率的な整備を進めるというものです。

以上の3原則に基づいて、指針全体としての整備目標を次のとおり設定しました。

- ・2030年に向けて整備を目指す充電器の口数を、従来の15万基から倍増し、公共用の急速充電器3万口を含む充電インフラ30万口の整備を目指す。
- ・急速充電の平均出力を現在の約40kWから80kWまで倍増させること等を通じて、充電器全体の総出力について現在の10倍に相当する約400万kWを確保することを目指す。

まず、充電インフラの設置目標数は電動車普及の見通しや自治体・企業等における整備方針を踏まえて倍増することとしました。また総出力を現在の10倍にするという目標は、利用者の利便性を確保する点から充電器の高出力化も重要であるという考え方に基づいています。

なお、皆様からは度々、目標が「15万基」から「30万口」となり「基」から「口」に変わったのはなぜかというご質問をいただきます。これは、当初充電器が「1基=1口」を前提としたものでしたが、最近では「1基=複数口」という充電器も登場しており、より実態に合わせ、実際に充電が可能な数として把握できるものに改めたというものです。

■設置場所ごとの課題(公共用目的地充電)

目的地充電として設置する公共用の普通充電器は、滞在時間に合わせた低コストでの充電が可能であり、充電器が設置されていないマンション等の基礎充電がない場合や経路充電の機能を一部補うことが役割として期待されます。

他方、設置費用が急速充電器と比較すると安価であり導入もしやすいですが、稼働率が低い場所に設置された場合、事業が継続されず放置される充電器が生じる可能性もあります。そのため、設置後の稼働率も意識しながら、滞在時間が長い施設や基礎充電の代替利用が見込まれるなど当該設置場所の特性を踏まえて設置を行うことが重要です。その際、特性を踏まえて短時間での充電が求められる場合は急速充電器を整備することが望ましいです。

■設置場所ごとの課題(集合住宅等における基礎充電)

社会的コストを踏まえると、まずは基礎充電ができる環境をつくるのが重要です。(基礎充電で補えない部分を経路充電や目的地充電といった街中の公共用充電器を整備することになります。)そのため、充電器が整備された集合住宅を増やすことが必要です。

他方、特に既築集合住宅については管理組合の合意形成が必要などの課題や機械式駐車場は設置可能なものが限定的かつ設置コストが高額になるといった課題があります。政府としては補助金を通じた支援や新築の集合住宅を供給する事業者が積極的な設置を行うよう、既築に設置する場合と比較して新築に設置する場合の方がコストメリットがある等の周知も含めて、要請文の発出を行うこととしています。

■ユニバーサルデザイン・バリアフリー

公共施設や駐車場そのものにおいては、現在もバリアフリー化が進んでいると思いますが、今後、電動車が普及するにつれて、充電インフラも誰もが使いやすくなるよう、ユニバーサルデザイン(UD)・バリアフリー化されていくことが求められます。

例えば車椅子利用者が充電する場合を考えると、車から乗り降りするためのスペースも必要ですし、充電器がある場所まで車椅子で進めるよう、段差の解消や防護柱の十分な幅が必要となります。また充電器にアクセスできたとしても、充電器の操作パネルに手が届かなかったり、液晶パネルが高すぎて文字が読めなかったりすると、充電を行えません。

こうした充電器特有の課題があり、UD・バリアフリー化は、充電インフラを設置する事業者はもちろんのこと、施設管理者側の協力も欠かせないという難しさがあります。

こうした課題に対しては、経済産業省・国土交通省が連携して、UD・バリアフリーに関するガイドラインを策定する予定で、現在、障害当事者団体等、関係者の意見を聴取しながら策定作業を進めています。(今回、国土交通省総合政策局からも寄稿が別途されると伺っています。充電インフラのUD・バリアフリー化につきましても国土交通省と連携して取組を進めていくこととしています。)

■補助金・公的支援

これまで政府では、充電インフラを設置する際の機器購入費、工事費を補助する事業を行ってきました。令和4年度補正・令和5年度当初事業においては、元々先着順で申請を受け付けていましたが、想定を超える設置需要があり、9月末までの受付期間としていたところ、7月に予算上限に達し、一時受付終了となりました。

その後も積極的な投資が見込まれる中で、限られた予算を活用して、効率的に充電器の整備を進めていくことが必要であり、令和4年度補正・令和5年度当初事業において「予備分」として残っていた30億円分の執行については、元々の先着順での受付ではなく、補助対象の限定や、充電出力当たり補助金申請額等を基準とした執行の仕組みを導入しました。

具体的には、普通充電器(基礎充電・目的地充電)においては、1申請における口数に上限を設け、また区分ごとに、費用対効果の高い案件等(kW当たり補助金申請額(円/kW)の低いもの)から受付案件を決定する仕組みを導入しました。

これにより、限られた予算をより広く活用できることや、また、より高い出力で低コストの設置を行っていただけるよう、事業者の取組を促すということも期待していました。結果とし

て、基礎充電、目的地充電いずれの区分においても、当初の先着順での募集分よりも補助金申請額の低下が見られ、一定の効果があつたものと考えています。

一方で、この仕組みを今後全く同じやり方で続けていくというのではなく、これまでの申請や内容を踏まえて見えてきた課題に対応しながら、今後も補助制度を不断に見直していく必要があると考えています。

6 終わりに

充電インフラ設置に当たっては、UD・バリアフリーに代表されますように、施設管理者側のご協力が必要となる場面も多くあります。駐車場関係の皆様にも、この度策定しました指針の趣旨をぜひ知っていただき、ご協力をいただけますと幸いです。

【参考】充電インフラ整備指針

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/charging_infrastructure/20231018_report.html

「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進について」

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課

課長補佐 西村 紘明

1. はじめに

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)において、新設等を行う一定の施設等について、移動等円滑化基準への適合義務が課せられ、車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設(以下、「車椅子使用者用駐車施設」)を設置することが求められている。以下の表1のとおり、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられており、設置に関する基準はバリアフリー法に基づく政省令に定められているほか、車椅子使用者用駐車施設等の整備に関する指針が各施設毎のガイドライン等において示されており、具体的には表2の様な設置基準等となっている。

表1 車椅子使用者用駐車施設等の整備に関する法令及びガイドライン

	バリアフリー法	関連ガイドライン等
建築物	建築物移動等円滑化基準 [平成 30 年 10 月改正] (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令) 建築物移動等円滑化誘導基準 [令和元年 6 月改正] (高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令)	高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準 [令和 3 年 3 月改正]
路外駐車場	路外駐車場移動等円滑化基準 [平成 24 年 4 月改正] (移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令)	まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン [令和 5 年 4 月]※
都市公園	都市公園移動等円滑化基準 [平成 24 年 4 月改正] (移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令)	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン [令和 4 年 3 月改訂]
道路	道路移動等円滑化基準 [平成 24 年 4 月改正] (移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)	道路の移動等円滑化に関するガイドライン [令和 4 年 3 月改正]

※バリアフリー法にかかる指針も含むガイドライン

表2 車椅子使用者用駐車施設等の設置基準等

対象施設	建築物に附属する駐車場	路外駐車場	都市公園	道路に付随する駐車場
設置義務要件	特別特定建築物	特定路外駐車場	特定公園施設	特定道路
設置数	1以上 誘導基準 全駐車台数 200 以下; 当該駐車台数の 2%以上 全駐車台数 200 超え; 当該駐車台数の 1%+2 以上	1 以上	全駐車台数 200 以下; 当該駐車台数の 2%以上 全駐車台数 200 超え; 当該駐車台数の 1%+2 以上	全駐車台数 200 以下; 当該駐車台数の 2%以上 全駐車台数 200 超え; 当該駐車台数の 1%+2 以上
設置基準	幅	幅は、350 センチメートル以上とすること	幅は、350 センチメートル以上とすること	有効幅を 3.5m 以上とすること
	位置	当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること	車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること (ガイドラインには記載あり)	当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入り口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること
	表示	車椅子使用者用駐車施設の付近の見やすい位置に、示す該施設があることを表す標識を、内容が容易に識別できるように設けること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること	車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること
根拠条文	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 17 条、第 19 条、誘導基準省令第 12 条	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第 2 条	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令第 7 条	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令第 22 条

また、図1の通り、令和2年のバリアフリー法改正により、車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等について、国民に対しては適正利用の努力義務が、公共交通事業者等の施設設置管理者に対しては適正利用等に必要な広報・啓発活動等の努力義務が、それぞれ課せられている。加えて、バリアフリー法に基づく基本方針においても、施設設置管理者等の役割として、高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する基本的な考え方を職員等に対し周知・教育訓練を行うとともに、一般の利用者への「心のバリアフリー」を推進するための広報・普及啓発活動等により、車椅子使用者用駐車施設の利用について配慮を促すことが求められている。また、国民の役割として、車椅子使用者その他障害者等を除き、当該施設の利用を控え、適正な配慮をすることが求められている。このような背景を踏まえ、国としてはこれまで、車椅子使用者用駐車施設を含む高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する普及啓発に取り組んできたところ。

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、バリアフリートイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設（バリアフリー法施行規則において規定）



(バリアフリートイレ)



(旅客施設のエレベーター)



(旅客施設・車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設等)



(車両等の車椅子スペース)

施設設置管理者が講ずべき具体的措置（努力義務の対象となる広報啓発活動）

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

図1 高齢者障害者等用施設等の適正利用に係る普及啓発

しかし、こうした共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設に、本来であれば必要がない人が駐車すること等により、真に必要な人が利用できない状況も見られ、その適正利用のあり方等について課題が指摘されている。例えば、図2のとおり、国土交通行政インターネットモニターのアンケートによれば、車椅子使用者用駐車施設に駐車したことのある者のうち一定割合の者が、「急いでいたから」、「一般利用者用が空いていなかったから」及び「出入口に近くて便利だから」という理由から、本来であれば必要がない者であるにも関わらず、車椅子使用者用駐車施設を使用している可能性が示されている。

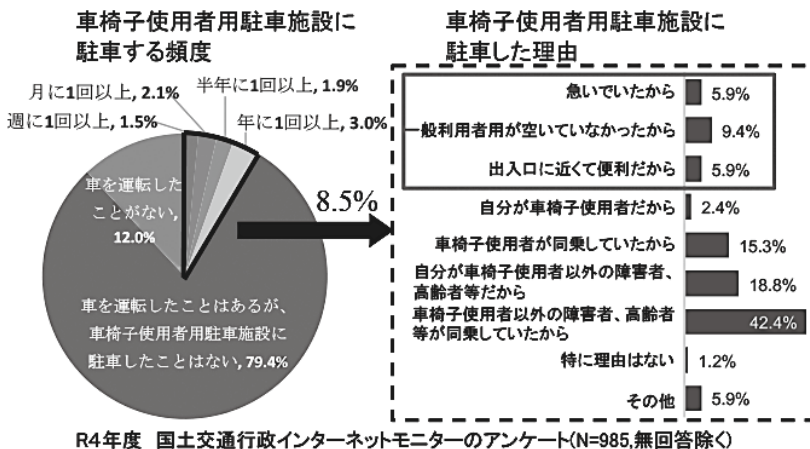


図2 車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関する調査結果

そこで、共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設等の適正利用について、ハード・ソフトの両面から今後の施策のあり方について検討するため、令和3年度に、「車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」を開催し、中間整理をとりまとめたところ。当該中間整理を踏まえ、令和4年度において、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関しソフト面での対応を検討すべく、車椅子使用者以外の者も含めた様々な障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等との意見交換を経て、「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン作成に係る検討会」を開催し、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民における理解の増進と協力の確保等を図るために望ましい考え方を、令和5年3月にガイドラインとしてとりまとめた。本稿では、ガイドラインにおける考え方を示す。

2. 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化

バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準等において、車椅子使用者用駐車施設を示す表示として用いられる国際シンボルマーク(車椅子マーク)については、図3のとおり、車椅子使用者だけを意味するものではなく、全ての障害者を意味することとされており、諸外国においては、国際シンボルマークが表示されている駐車区画の利用対象者について、一定の要件を満たす障害者等が広く利用対象とされている。

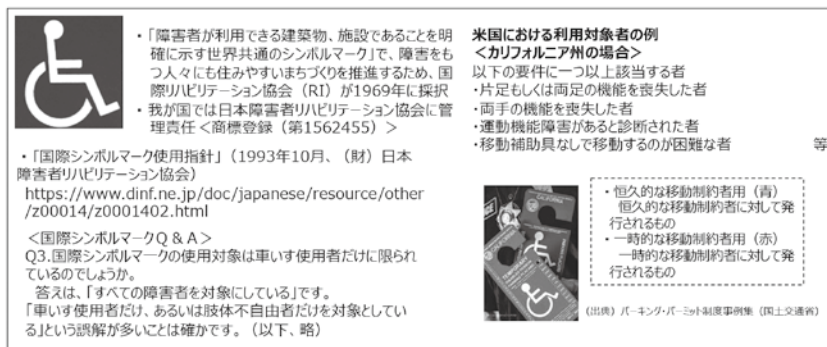


図3 国際シンボルマークと米国の事例

バリアフリー法に規定する高齢者障害者等用施設等として、国民に対し適正利用の努力義務が課せられている車椅子使用者用駐車施設について、同法に基づく基本方針では、「車椅子使用者その他障害者等」を除き、当該施設の利用を控える等の適正な配慮を行うことが、国民の役割として定められている。

一方、バリアフリー法令では「車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設」として「車椅子使用者用駐車施設」と規定し、車椅子使用者の「円滑な利用」環境が前提とされていること、また、3.5m以上の幅員が確保できていなければ車椅子使用者は乗降ができないこと等から、広い幅がないと乗降が不可能な車椅子使用者と広い幅があればより容易に乗降できる利用対象者とは、その必要性に大きな差があること等に留意することが重要である。このため、車椅子使用者用駐車施設の不適正利用が依然として一定程度指摘される場合もあり、また、車椅子使用者以外の多様な高齢者、障害者等が車椅子使用者用駐車施設を利用することで車椅子使用者用駐車施設への利用集中も指摘される場合もあること等から、そのように車椅子使用者の円滑な利用環境が阻害されている場合には、地域の実情や施設の利用状況等も踏まえつつ、施設設置管理者等において、図4の通り、「車椅子使用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子使用者」と明確化することが望ましいことを、ガイドラインにおいて示している。



図4 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者を明確化している事例

3. 「車椅子使用者用駐車施設」とは別に設ける「優先駐車区画」

上記2の考え方を踏まえつつ、地域の実情や施設の利用状況等に応じ、「車椅子使用者用駐車施設」の利用対象者を「車椅子使用者」と明確化した上で、必ずしも広い幅員は必要ないものの、駐車区画の位置等に関し移動に配慮が必要な者もいることから、そのような者への駐車区画を設ける場合には、図5の通り、「車椅子使用者用駐車施設」とは別に「優先駐車区画」として位置づけ、ダブルスペース方式による運用が望ましいことを、ガイドラインで示している。

一方、各地方公共団体において、公共施設や商業施設等の様々な施設に設置されている駐車施設の利用対象者に利用証を交付し、適正利用を促す制度(現時点で42府県において導入)が導入されている。地方公共団体の当該制度運用においても、施設設置管理者等の協力を得て、車椅子使用者以外に移動に配慮が必要な者を対象として運用する場合には、ダブルスペース方式を導入することも望まれることについて、ガイドラインで示している。

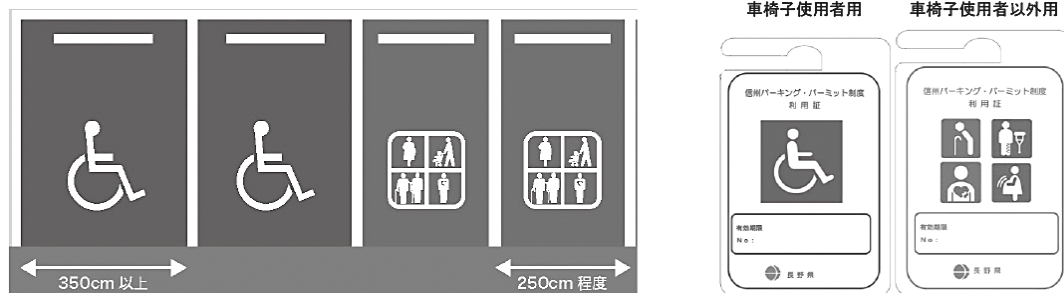


図5 複数種類の駐車区画を運用する場合のイメージと地方公共団体の利用証の例

4. おわりに

「車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン」には、誌面の制約上本稿で紹介できなかった様々な駐車区画確保の取組や不適正利用対策の取組等が示してあるため、地方公共団体、施設設置管理者等及び国民においては、当該ガイドラインを参考としつつ、また、バリアフリー法令等の関係法令等に則り、引き続き、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用が推進されることが期待される。

【参考】車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドライン

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001598228.pdf>

各地駐車協会だより

■ 高崎駐車場協会の紹介

高崎駐車場協会 事務局 大谷 貞文

高崎駐車場協会は、昭和38年5月に前身体として「高崎駐車場組合」が組織され、駐車料金や使用料の協定、損害補償の支払い協定、施設管理サービスの調査研究、組合員相互の親睦等を行い、組合員相互の連絡協調の下に駐車場経営の合理化と進歩向上を図ることを目的として活動を開始しました。

昭和50年には、時間貸し駐車を主たる経営とする組織内の一般有料部会を「高崎駐車協会」とし、全国に先駆けて整備された駐車場案内システムに対応するとともに、高崎商店街連盟共通無料駐車券加盟駐車場として、中心市街地の発展に寄与してまいりました。また、この年には全日本駐車協会にも加盟いたしました。

平成9年には、「高崎駐車場組合」と「高崎駐車協会」を統合し、「高崎駐車場協会」として現在の体制に至っております。統合当時の会員数は、85駐車場で総駐車枠5,332台を有しました。

現在は、再開発等による中心市街地の土地の高度利用化で平面駐車場の減少、駐車場事業者の高齢化や後継者不在による廃業のほか、コインパークの進出等で多くの会員が退会となり、令和5年の会員数21駐車場、賛助会員5名、総駐車枠2,251台となっております。

駐車場事業者のみならず、商店街でも閉店が相次ぎ、平成23年には高崎商店街連盟共通無料駐車券の制度も廃止されました。このような危機的状況の中、平成28年には高崎駐車場協会の解散に向けた検討が浮上しました。

この高崎駐車場協会の危機に当たり、高崎市や高崎商工会議所、さらには全日本駐車協会からも強く存続検討の依頼があり、会員からも「今後開業する大規模集客施設への対応の情報共有や個々の駐車場でのトラブル対処法の協議等は協会があつてこそできるもの」や、「解散しては二度と組織は作れない、協会を再構築して存続してほしい」等のご意見や励ましを頂きました。そして新たに役員等に参加していただく協会員を募り、新体制の整備を行い現在に至っています。

現在の高崎駐車場協会は、会員相互の協調のもとに親睦・駐車場運営の健全な発展と都市交通の円滑化を図り、交通行政及び市街地の活性化に寄与することを目的とし、関係官公庁・団体との相互協力、駐車または交通問題に関し、関係官公庁の施策に会員の総意を反映せしめる提言、全日本駐車協会との情報交換や研修を行っております。また、かねてより加盟している高崎商工会議所の運輸交通部会、実業組合連合会等にも名を連らね地域の発展に協力しております。

高崎市は、こんなまち

高崎市は、広大な関東平野の北端に位置する、群馬県を代表する都市です。市の人口は約37万人。市内を走る高速道路は、関越自動車道・上信越自動車道・北関東自動車道があり、新幹線も上越新幹線・北陸新幹線を有する北関東の交通の要衝で、地元の上毛かるたでも「関東と信越つなぐ高崎市」①と詠われています。



①関東と信越つなぐ高崎市

また、高崎市と言えば、生産数全国シェアの8割以上を誇る「縁起だるま」②、標高190mの丘陵に高さ41.8メートルの「白衣大観音」③が有名です。ほかにも2017年にユネスコ世界の記憶に登録された、日本最古の石碑「上野(こうづけ)三碑」④があります。これは、西暦681年～726年に建立されたもので、当時を記した貴重なものであります。



②縁起だるま



③白衣大観音



④上野(こうづけ)三碑

「音楽のまち高崎」とも言いまして、昭和36年に当時の市民から多くの寄付を受け「群馬音楽センター」⑤が竣工し、東洋一の音楽ホールと自負していました。この施設は、映画「ここに泉あり」(昭和30年公開・主演：岸恵子)のモデルとなった群馬交響楽団の本拠地としても有名です。竣工から60年以上が経ち、施設も老朽化し、音楽の中心拠点は令和元年開館のより近代的設備を備えた「高崎芸術劇場」⑥へと移りましたが、「群馬音楽センター」は、建築的にも秀逸で、今でも建築を志す学生の見学希望が多いようです。



⑤群馬音楽センター



⑥高崎芸術劇場

高崎市でグルメと言えば「パスタ」です。元来、小麦の生産高が全国有数の群馬県はうどんを多く食する習慣があったようで、昭和43年に市内初のイタリア料理店の開店を皮切りに多くのパスタ店が出店し市民権を得て、人口割合で全国1位になっているそうです。平成21年から「キングオブパスタ」が毎年秋に開催され、実際にパスタを食べて人気投票でその年のキングを決めています。

このため、各店舗は創意工夫で味を極め、他では味わうことのできないパスタとなっています。

ここまで、乱文にお付き合いいただきありがとうございます。高崎をまだまだ紹介しきれませんが、ご興味のある方はこちらのURL(<http://www.takasaki-kankoukyoukai.or.jp/sightseeing/food.php>)または、(<https://tokyo2020-summer.themedia.jp/posts/3190765/>)をご覧ください。

最後に、今後とも高崎駐車場協会をよろしく願いいたします。

駐車場管理システムに先端技術を提供します。

株式会社 富士ダイナミクス

地域の再開発、土地空間の有効活用など駐車場は都市機能には欠かせないスペースとなっています。病院、ショッピングセンター、レジャー施設など、目的に合わせたシステムを提供します。

先端技術のご提供

■ Edy（電子マネー付）会員カードシステム

事前にチャージしているバリューから支払いが可能。現金でのやり取りがないため、安全且つスピーディーに精算できます。
ICカードに駐車場利用状況をポイントとして蓄積し、ポイントに応じた割引等のサービスにより、リピーターの獲得が可能となります。

■ DSRC連動・入退場システム

ETC車載器を搭載している車両は、自動ゲート開閉によるスムーズな入退場ができ、尚且つ決済の自動化によりキャッシュレスでの入退場が可能です。

駐車料金精算システム

■ 全自動出口精算システム

■ 車番認識システム

■ 認証システム

■ 出口有人精算システム

■ 機械式駐車装置連動システム

■ キャッシュレス精算システム

■ フラップ式精算システム

■ POS連動精算システム

■ 事前精算システム

■ 均一料金精算システム

入出庫管理システム

■ ICカードシステム

■ パスカードシステム

■ リサイクルカードシステム

■ チェーンゲートシステム

■ リモコンゲートシステム

駐車場管制システム

■ 車路管制システム

■ 駐車場満空管理システム

■ 各階台数計数システム

■ 車室在否管理システム

■ CCTV監視システム

三菱プレジジョン（株）代理店

株式会社 富士ダイナミクス

ホームページ <http://www.fuji-dynamics.co.jp/>

●本社 東京都目黒区青葉台1-28-9
TEL 03(3793)5411

●名古屋営業所 名古屋市長穂区大新町1-2-6
ロイヤル牛巻第1 2階
TEL 052(883)0700

●丸の内サービスセンター 東京都千代田区有楽町1-10-1
有楽町ビル4階 421
TEL 03(3287)0594

●湘南サービスセンター 鎌倉市山崎662-2
TEL 0467(45)6867

●相模原出張所 相模原市中央区矢部1-3-14
大河原ビル201号室
TEL 042(730)6611

●営業本部 東京都目黒区東山1-4-4
目黒東山ビル4階
TEL 03(3793)7411

●大阪営業所 大阪市東淀川区東中島2-9-15
TEL 06(6325)2761

●横浜サービスセンター 横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー29階
TEL 045(224)2256

●羽田サービスセンター 東京都大田区羽田空港3-3-2
東京国際空港旅客ターミナルビル
三菱プレジジョン株式会社内
TEL 03(5756)7245

●仙台営業所 仙台市太白区富沢1-11-21
TEL 022(244)5461

●福岡営業所 福岡市博多区中呉服町3-10
勝冶呉服町ビル
TEL 092(282)3491

●湘南事業所 鎌倉市山崎662-2
TEL 0467(45)6867

●さいたま出張所 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-9-1
浦和パーキングセンター内4F
TEL 048(764)9290



AMANO

「交通系ICカード」 だけで、入出場も決済も！

チケットレス駐輪場システム

駐車券・定期券の代わりに交通系ICカードを活用した
“チケットレス・キャッシュレス”のゲート式システム。

「チケットレス駐輪場システム」動画を見る



個別ロック式システム



駐輪場クラウドサービス



ゲート式システム

駐輪場のことならアマノにおまかせ！

調査・分析

開発設計

システム構築

設置・工事

保守メンテナンス

管理受託

経営受託

 **アマノ株式会社**

神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
(045) 439-1516
<https://www.amano.co.jp/Parking/>

これからの都市パーキングに、 三菱プレジジョン。



ロック板システム

小スペースでの駐車場運営に最適なシステムです。
規模に合わせたシステムをご用意します。



DSRC システム

駐車場出入口上に専用のアンテナを設置し、登録済みの DSRC 車載器搭載車両がくると自動でゲートが開きます。



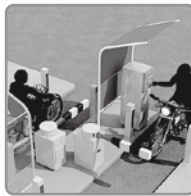
車番認識システム

駐車場出入口に設置したカメラでナンバープレート内の情報を記録。情報は文字データとして PC 管理できます。



駐輪システム

自転車・バイク両方の駐輪システムをラインナップ。
車両をロックやチェーンで個別に管理して 1 台の精算機で集中管理するシステムと、出入口をゲートで管理する 2 種類のシステムをご用意。
駐輪場の規模や立地環境に合わせたシステム構成をご提案します。



* 駐車場の運営管理についても私たちにご相談ください。

創造と信頼で未来をひらく
三菱プレジジョン株式会社

本社・営業本部

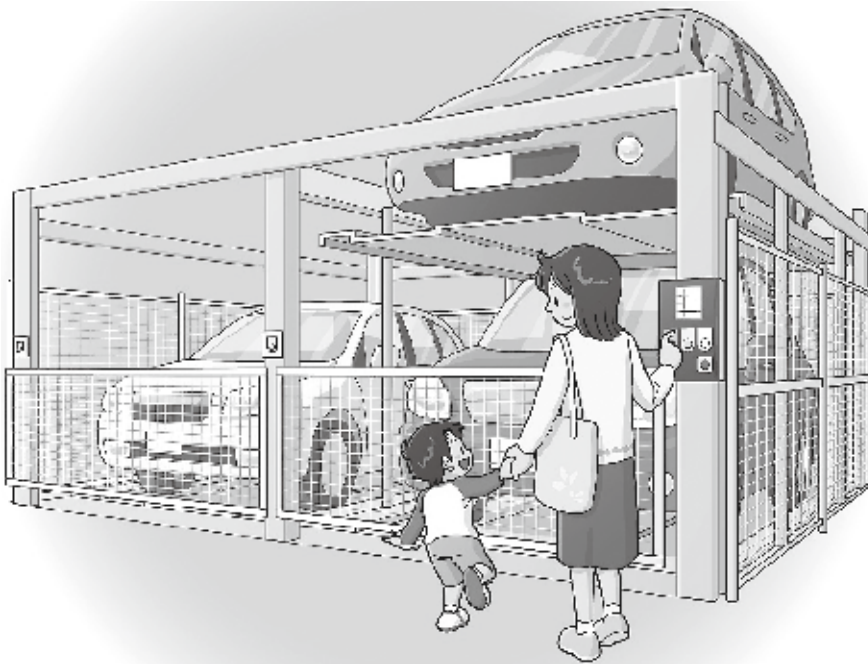
〒108-0075 東京都港区港南1-6-41
芝浦クリスタル品川8階
<https://www.mpcnet.co.jp>

お問合せ先

駐車場システム営業部 ☎03-6712-1732

中部支社	052-961-3557	中国営業所	082-546-2176
関西支社	06-6484-7206	四国営業所	087-811-0387
北海道営業所	011-213-7826	九州営業所	092-273-0880
静岡営業所	054-204-4505		

公益社団法人 立体駐車場工業会は、平成27年1月から 施行されました新大臣認定制度の登録認証機関です。



公益社団法人 立体駐車場工業会とは—

平成27年1月1日施行の駐車場法施行規則の認証機関として登録されました。

大臣認定制度に規定された「安全機能に関する基準」をクリアする当工業会が定めた「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」に基づき、審査・認証を厳格に実施してまいります。

その他、従来審査・認定をしていた車いす使用者対応等の認定も行います。

「安全で便利で信頼性の高い駐車場の提供」これが当工業会の願いです。

人にやさしい機械式立体駐車場の普及に努めています。



公益社団法人 **立体駐車場工業会**

Japan Parking System Manufacturers Association Incorporated

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目9番9号 SHビル6階

TEL. (03) 5542-0733 FAX. (03) 5542-0735

ホームページ <http://www.ritchu.or.jp/>

あらゆる駐車場に対応した総合メンテナンス会社

日本全国 24時間365日 大小問わず 合理的な料金でOK!!

日本駐車場救急サービス株式会社

■会社概要

当社は、平成5年12月、駐車場関係諸官庁、団体、メーカー等のご要請により、業界の健全な発展のため、自動車業界のJAFを模して、駐車装置の保守サービス専門会社として設立されました。当社は日本全域24時間体制のもと、合理的な料金で対応できるネットワークで構築されております。

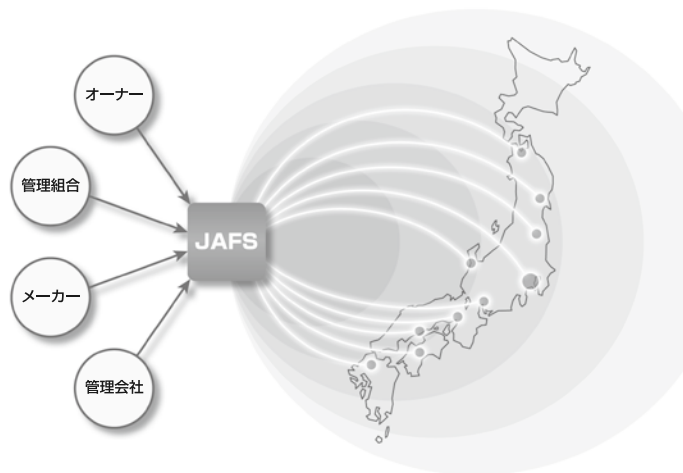
業務の内容は、定期メンテナンス（点検、調整、給油）24H故障対応、補修工事などを行います。

JAFSのアフターサービスシステムは、単なるメンテナンス工事の下請けではありません。

アフターサービス、メンテナンスのデータを収集・分析して、的確にフィードバックし、機器の改善、開発、更にはリプレースにも貢献します。

貴社のアフターサービス活動そのものをお引き受けするアウトソーシングシステムです。

社名	日本駐車場救急サービス株式会社
代表者	代表取締役 森井 清
設立	1993年(平成5年)12月
資本金	2,000万円
社員数	40名
事業内容	1.駐車場、駐輪場設備の保守管理及び緊急出動 2.駐車場、駐輪場の遠隔監視及び警備 3.駐車場、駐輪場の建設及びリフォーム 4.駐車場、駐輪場の運営管理
一般建設業許可	東京都知事許可（般）第104599号
機械器具設置工事業	東京都知事許可（般-19）第104599号
警備業認定	東京都公安委員会 第2380号
支店	大阪 大宮 金沢 福岡 名古屋



定期メンテナンス



点検、調整、給油

補修工事



定期点検で発見された不具合を迅速に補修、修理

緊急出動



24時間体制でスタッフが徹底監視！お客様のご要望に合った各サービスステーションへ

全国実績及びサービスステーションネットワーク (2011.1.1 現在)

全国実績

北海道・東北地区	40件	1,258 バレット
関東地区	2,158件	56,957 バレット
中部地区	117件	2,544 バレット
関西地区	326件	8,273 バレット

中国・四国地区	42件	1,239 バレット
九州地区	43件	1,251 バレット

合計 **2,726**件 **71,522**バレット

【お問い合わせ】

社団法人全日本駐車協会賛助会員 一般社団法人日本駐車場メンテナンス協会正会員

日本駐車場救急サービス株式会社

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-6-1 TEL.03-3663-1755 FAX.03-3663-1750 URL.<http://www.jafs99.co.jp/>



日本信号は、「安全と信頼」のテクノロジーをもとに、
より快適な交通社会の実現を

これからも目指し続けます。

 日本信号株式会社
NIPPON SIGNAL

www.signal.co.jp/

■AFC事業部 AFC営業部
〒100-6513 東京都千代田区丸の内1-5-1 (新丸の内ビルディング13階)
PHONE:(03)3217-7373 FAX:(03)3217-7377
■大阪支社 交通システム営業部
〒530-0018 大阪市北区小松原町2-4(大阪富国生命ビル 8階)
PHONE:(06)6312-3856 FAX:(06)6312-8597
■北海道支店 ■東北支店 ■中部支店 ■九州支店

◆ PARKING NOW ◆

■ 2024年度 団体パーキング保険募集開始について ～2月1日(木)より開始～

2018年4月1日に、会員の皆さま向けに駐車場管理のリスクに対応した団体保険制度「団体パーキング保険」を創設して以来、契約数が順調に推移すると共に、ご加入者さまからは高いご評価をいただいております。

この保険は、当協会を保険契約者とする団体保険であり、保険料メリット(団体割引、安全対策割引、規模割引)や業界初となる「放置車両対策保険」など、当協会会員のみを対象とした商品となっております。

つきましては、皆さまの駐車場の更なる安全対策の向上に向け、本保険へのご加入を是非ご検討くださいますよう、ご案内申し上げます。

募 集 開 始：令和6年2月1日(木)

保険期間開始：令和6年4月1日(月)(*)

(*)令和6年3月15日(金)が申込締切日となりますが、毎月中途加入も可能です。

ご契約(ご加入)にあたって

当協会のホームページに2024年度版パンフレットを掲載しております。トップページ右側にある団体パーキング保険のバナーをクリックしてご覧ください。

尚、ご不明な点は下記にお問合せください。

＜お問合せ先＞ 一般社団法人全日本駐車協会 ☎03-3528-8305 中村

「PARKING NOW」掲載情報提供のお願い

事務局では皆様から「PARKING NOW」に掲載する情報の提供を募集しています。

以下の様な駐車場に係る情報がございましたら、是非ご連絡をお願いします。

- ・新規開場した駐車場や既存駐車場リニューアル事例等会員に参考になる情報
 - ・駐車場に関連する各種トピックス
 - ・駐車場を取り巻く自治体の動き
- など

《連絡先》

一般社団法人全日本駐車協会 ☎ 03-3528-8305

e-mail: info@japan-pa.com

PARKING IN TOKYO

一般社団法人東京駐車協会

■ 一般社団法人東京駐車協会定例理事会報告

理事会が下記の通り開催されました。

「第4回定例理事会」

開催日：令和5年11月28日(火)16時～16時42分

場 所：日本工業倶楽部会館5階第6会議室

議 題：報告事項

1. 会員異動について
2. 令和5年度上半期予算執行状況について
3. 各種活動報告及び今後の予定について
4. 令和6年春季駐車場研修会について
5. (一社)全日本駐車協会関係事項について
6. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告
7. その他

■ 令和6年度第1回定例理事会のご案内

日 時 令和6年4月16日(火)12時～(予定)

場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和6年度第2回定例理事会のご案内

日 時 令和6年5月15日(水)15時30分～(予定)

場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和6年度第3回定例理事会のご案内

日 時 令和6年9月10日(火)12時～(予定)

場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和6年第57回定期総会のご案内

当協会では、令和6年第57回定期総会を開催いたします。

詳細が固まり次第、追ってご案内いたしますので、ご予約ください。

日 時 令和6年5月15日(水)16時～17時(予定)

■ 諸会議等報告

○その他の会議等が下記の通り開催されました。

<警視庁 交通部>

- ・第41回東京都駐車対策協議会

令和5年12月8日(金)警視庁新橋庁舎1階大会議室

<大手町・丸の内・有楽町地区地域ルール策定協議会>

- ・大手町・丸の内・有楽町地区 地域ルール運営委員会(第76回)

令和5年11月30日(木)オンライン出席

- ・第21回総会・第21回理事会

令和5年12月13日(水)3×3Lab Futureサロン

■ 駐車場案内標識新設報告

令和5年9月

- ・東京都港区

虎ノ門ヒルズステーションタワー駐車場

反射式駐車場名入り 4基(設置者:森ビル株)

以上

— 事務局だより —

■ 令和5年事務局長会議報告

- 日 時 令和5年11月10日(金) 12時～18時
- 場 所 日本工業倶楽部会館4階第4会議室
- 議 題
1. 令和5年度役員及び委員会委員の構成について
 2. 各種活動報告並びに今後の予定について
 3. 令和5年度収支予算(上半期)執行状況について
 4. 委員会報告について
 5. その他
 6. 各地駐車協会報告
- 見 学 会 八重洲地下駐車場、東京ミッドタウン八重洲・
バスターミナル東京八重洲を視察
- 意見交換会 FLOWS GRILL BAR 東京ミッドタウン八重洲店



■ 令和6年度第1回理事会のご案内

- 日 時 令和6年4月12日(金) 12時～(予定)
- 場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和6年度第2回理事会のご案内

- 日 時 令和6年6月12日(水) 15時～(予定)
- 場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

■ 令和6年第63回通常総会のご案内

当協会では、令和6年第63回通常総会を開催いたします。

詳細が固まり次第、追ってご案内いたしますので、ご予定ください。

- 日 時 令和6年6月12日(水) 15時30分～19時30分(予定)
- 場 所 日本工業倶楽部会館(予定)

※通常総会終了後に講演会、懇親会を予定しています。

※翌6月13日(木)～14日(金)に宇都宮方面の見学会を予定しております。

■ 令和6年新春駐車場研修会のご案内

当協会では、当協会、(一社)日本パーキングビジネス協会、(公社)立体駐車場工業会、(一社)日本自走式駐車場工業会の4団体共催にて、令和6年新春駐車場研修会を開催いたします。

日 時 令和6年2月2日(金) 13時30分～16時15分(予定)

場 所 オンライン研修

講 演 1. 「駐車場施策の最近の動向」

講師：国土交通省 都市局 街路交通施設課 企画専門官

鶴岡陽一郎 様

2. 「厚木市駐車場火災について」

講師：消防庁予防課 設備専門官(併)理事官

明田大吾 様

3. 「電動車(EV・FCV)を含む近年の自動車の延焼性について」

講師：一般財団法人日本自動車研究所(JARI)環境研究部

電動車標準化グループ 主席研究員

田村陽介 様

4. 「ボッシュのAutomated Valet Parking の取り組み」

講師：ボッシュ株式会社

クロスドメインコンピューティングソリューション事業部

ドライバーエクスペリエンス部門テクノロジー・サービス開発部

セクション・マネージャー

澤田誠 様 町田修宏 様

5. 「街の中心となるモビリティハブの創造に向けて」

～空飛ぶクルマ 離着陸場～

講師：IHI運搬機械株式会社 パーキングシステム事業部

開発部 部長

巽慎太郎 様

参加費 無料

■ 令和6年春季駐車場研修会のご案内

日 時 令和6年3月1日(金) 13時～18時30分(予定)

場 所 池袋(WACCA池袋 駐車場、ハレザ池袋、アニメ東京ステーション、ほか)

参加費 12,000円(税込)

■ 表紙説明

ES CON FIELD HOKKAIDOは、敷地面積5ha、収容人数は3万5000人。掘り込み式フィールドから地上4階まで観客エリアが広がります。周辺環境との調和を第一に考え、建物中層部にテラスを複数造るなど、地域に溶け込むデザインを採用しており、日本初の開閉式屋根付き天然芝球場。芝の育成を促すため南側は一面のガラス壁に。五感で心地よさを感じることができる、プレイヤーファーストとファンファーストの両立を目指した新球場です。



<表紙題材募集のご案内>

事務局では、機関誌「PARKING」に掲載する表紙題材の提供を募集しています。以下の様な駐車場に係る情報がございましたら、是非ご連絡をお願いします。

- ・新規開場した駐車場や既存駐車場リニューアル事例等
- ・駐車場に関連する新築ビル、商業施設等

《連絡先》

一般社団法人全日本駐車協会 ☎ 03-3528-8305 e-mail: info@japan-pa.com

■ 委員会報告

○委員会が下記の通り開催されました。

「企画委員会」

開催日：令和5年12月18日(月)

場 所：全日本駐車協会会議室+オンライン

議 題：事務局長会議後の見学会実施報告
令和5年秋季駐車場研修会実施報告
令和6年新春駐車場研修会について
令和6年春季駐車場研修会について
令和6年第63回通常総会後の講演会、
見学会について
令和6年秋季駐車場研修会について
その他

「組織委員会」

開催日：令和5年10月30日(月)

場 所：書面開催

議 題：会員異動について
共通サービス券について
各地駐車協会訪問について
団体パーキング保険について

「調査研究委員会」

開催日：令和5年12月13日(水)

場 所：全日本駐車協会会議室+オンライン

議 題：令和5年度会員駐車場調査について
「駐車場検索サイトの現状把握と今後の方向性に関する調査」について
その他

「広報委員会」

開催日：令和5年12月19日(火)

場 所：全日本駐車協会会議室+オンライン

議 題：PARKING第244号振り返りについて
PARKING第245号目次案について
PARKING第246号以降目次案について
ホームページの運用状況について

会員宛てメールの発信状況について
その他

■ 諸会議等報告

○その他の会議等が下記の通り開催されました。

<国土交通省都市局>

- ・第1回まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会 需給マネジメントWG
令和5年10月11日(水)中央合同庁舎3号館
- ・第1回まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会施設デザインWG
令和5年10月17日(火)中央合同庁舎3号館

<国土交通省住宅局>

- ・建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG(第3回)
令和5年12月8日(金) オンライン会議

<一般財団法人道路新産業開発機構>

- ・ISO/TC204/WG19国内分科会(第29回)
令和5年12月13日(水) オンライン出席

■ 会員動静

[入会]

(地区会員)

○会員名 日生不動産株式会社(新潟駐車協会)

代表者 内藤 博

所在地 新潟市中央区上近江4-1-3

入会日 令和5年12月1日

(賛助会員②)

○会員名 株式会社シオン(仙台駐車協会)

代表者 栗山 哲

所在地 仙台市青葉区旭ヶ丘1-42-45

入会日 令和5年10月1日

[退会]

(賛助会員②)

○会員名 日信電子サービス株式会社(仙台
駐車協会)

代表者 鈴木 隆三(担当者)

所在地 仙台市青葉区本町3-6-17

退会日 令和6年3月31日

○会員名 宮城日産自動車株式会社(仙台駐
車協会)

代表者 渡邊 芳博

所在地 仙台市宮城野区扇町2-2-5

退会日 令和6年3月31日

<全日本駐車協会 会員メールアドレス提供のお願い>

当協会から会員の皆様宛の情報発信手段は、年4回の機関誌PARKING・ホームページ及び郵送に加えて、タイムリーかつ確実に届ける連絡手段としてメールを活用しています。

メールアドレス未登録の会員の方は、ご担当者及びメール配信希望者のメールアドレス等をご提供いただきたくお願い申し上げます。記入票等につきましては下記担当者までお問合せ下さい。

一般社団法人全日本駐車協会事務局

e-mail:member@japan-pa.com 電話:03-3528-8305 FAX:03-3528-8306

担当:松本、船津

PARKING

2024年 第245号

<非売品>

2024年1月25日印刷 2024年1月31日発行
編集兼発行人 一般社団法人全日本駐車協会
東京都千代田区内幸町2-2-3
日比谷国際ビル地下1階
TEL 03(3528)8305
FAX 03(3528)8306

印刷・製本 (株)エスティ・トーニチ

謹 賀 新 年

一般社団法人全日本駐車協会

会 長 木 村 惠 司
副 会 長 竹 歳 誠
〃 小清水 琢磨
〃 富 山 修 一
常任理事 齋 野 五兵衛
〃 城 阪 勝 喜
〃 中 尾 卯 作
〃 海 道 亮 輔
〃 菅 原 甚 一
〃 須 藤 憲 一
〃 三 浦 隆
〃 川 村 寿
〃 江 戸 耕 介
専務理事 善 本 信 之
常務理事 中 村 修 和

事務局 東京都千代田区内幸町 2 - 2 - 3
日比谷国際ビル地下1階
電 話 03(3528)8305
F A X 03(3528)8306

一般社団法人東京駐車協会

会 長 木 村 惠 司
副 会 長 竹 歳 誠
〃 小清水 琢磨
〃 三 浦 隆
常任理事 大 嶋 翼
〃 松 澤 壮 一
〃 加 藤 久 喜
〃 山 田 一 彦
〃 増 岡 真 一
〃 江 戸 耕 介
専務理事 善 本 信 之
常務理事 中 村 修 和

事務局 東京都千代田区内幸町 2 - 2 - 3
日比谷国際ビル地下1階
電 話 03(3528)8305
F A X 03(3528)8306

一般社団法人大阪駐車協会

会 長 城 阪 勝 喜
副 会 長 菅 沼 健太郎
〃 小 川 潔

〒552-0004
大阪市港区夕風 2 - 17 - 13
新日企業ビル 401
電 話 06(6577)6788

札幌 駐 車 協 会

会 長 遠 藤 隆 三
副 会 長 水 落 隆 志

事務局 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
北海道経済センター 6 F
電 話 011(232)5554

謹 賀 新 年

山形駐車協会

会 長 齋 野 五兵衛

事務局 〒990-0024
山形市あさひ町 26 - 33
アマノ(株) 山形営業所
電 話 023(624)5830

仙台駐車協会

会 長 菅 原 甚 一
副 会 長 増 渕 多 俊
〃 松 坂 卓 夫
〃 桃 野 智 文

事務局 〒980-0803
仙台市青葉区国分町二丁目11 - 8
MSCビル9階
TEL・FAX 022(266)1801

福島県駐車協会

会 長 三 浦 修 一

事務局 〒960-8043
福島県福島市中町 7 - 17
ふくしま中町会館2階
福島市観光開発株式会社内
TEL 024(521)2552 FAX 024(521)2551

新潟駐車協会

会 長 富 山 修 一
副 会 長 大 塚 善 紀
専務理事 山 崎 太

事務局 〒951-8066
新潟市中央区東堀前通 6 番町 1058 番地 1
新潟駐車場株式会社内
電 話 025(223)1164

高崎駐車場協会

会 長 大 田 部 功

事務局 〒370-0849
高崎市八島町 110 - 21
一般財団法人高崎市都市整備公社(内)
電 話 027(327)6719

埼玉駐車協会

会 長 中 村 茂
副 会 長 久 保 田 一 男
〃 小 谷 野 堅 太 郎

事務局 埼玉県さいたま市大宮区
吉敷1丁目50番地
会 計 橋 本 直 子
電 話 048(641)2369 FAX 048(641)5376

千葉駐車場協会

会 長 須 藤 憲 一

事務局 〒260-0045
千葉県千葉市中央区弁天 1 - 30 - 10
TEL 043(216)3211 FAX 043(287)6779
URL <http://www.chiba-pa.org/index.php>

横浜駐車場協会

会 長 海 道 亮 輔
副 会 長 吉 田 泰 治
〃 竹 田 徹 行
〃 鈴 木 秀 行

〒220-0011 横浜市西区高島 2 - 12 - 6
ヨコハマジャスト1号館3F
横浜新都市センター株式会社内
TEL 045(453)2614 FAX 045(453)2617

謹 賀 新 年

静 岡 県 駐 車 協 会

会長代理 稲 葉 一 匡

事務局 静岡市葵区紺屋町 17 番地の 2
稲森パーキング本社内
電 話 054(254)5448

名 古 屋 駐 車 協 会

会 長 川 村 寿

事務局 〒468-0008
名古屋市中区栄三丁目 16 番 10 号先
株式会社エンゼルパーク内
TEL 052(261)5746
FAX 052(241)3498

兵 庫 県 駐 車 場 協 会 連 合 会

会 長 宮 浦 栄太郎
副 会 長 藤 岡 義 己
副 会 長 宮 崎 教 嘉

〒650-0031 神戸市中央区東町 123 番地の 1
貿易ビル 905 号
TEL 078(321)6321
FAX 078(321)6323

岡 山 駐 車 協 会

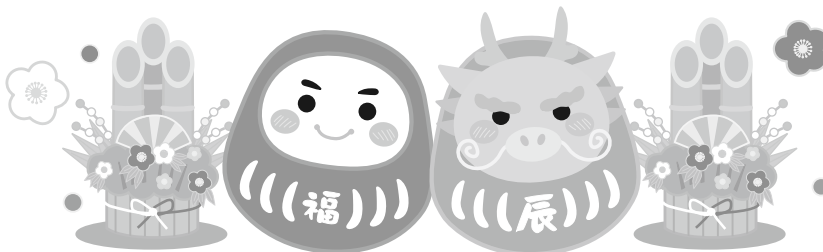
会 長 藤 井 一 也
副 会 長 生 田 茂 樹

岡山市中区西川原一丁目1-9
(南)エフ・プラン内
TEL 086(272)5334
FAX 086(272)4506

福 岡 駐 車 協 会

会 長 中 尾 卯 作

福岡市中央区天神 1 丁目 15 番 22 号
綾杉不動産株式会社内
電 話 092(751)2588



謹 賀 新 年

株式会社 エステイ・トーニチ

代表取締役社長 斎藤 繁

東京都江東区越中島2-1-30
STビル2F
電話 03(3820)0545

新宿駅西口駐車場

株式会社 小田急ビルサービス

代表取締役社長 菅澤 一郎

〒160-0023
東京都新宿区西新宿1丁目西口地下街1号
電話03(3342)8117 FAX 03(3342)1477

柴田ビル駐車場

カホウ産業株式会社

代表取締役 柴田 眞理子

東京都千代田区内神田2-6-4
電話 03(3256)1031 FAX 03(3256)1037

神田駐車業組合

理事長 柴田 明雄

事務局 東京都千代田区内神田1-14-6
(南福利久内)
電話 03(3293)7466
FAX 03(3293)7469

株式会社 銀座パーキングセンター

西銀座駐車場
(銀座・外堀通り地下に平置700台)

代表取締役 松澤 壮一

東京都中央区銀座7-2-6
電話 03(3572)5201(代)
<http://www.nishiginzaparking.co.jp>

株式会社 サンケイビル

代表取締役社長 飯島 一暢

東京都千代田区大手町1-7-2
電話 03(5542)1300

株式会社サンシャインシティ

代表取締役社長 合場 直人

東京都豊島区東池袋三丁目1番
TEL 03-3989-3321(代表)

首都高速道路サービス株式会社

代表取締役社長 三原 真一


〒103-0027
東京都中央区日本橋3-11-1
HSBCビルディング2階
営業第一部 駐車場営業課
TEL 03-6262-3914 FAX 03-6262-7124

謹 賀 新 年

「優良駐車場認定」
新宿サブナード駐車場
 (地下駐車場400台／二輪車駐車可能)
新宿サブナード株式会社
 代表取締役社長 広畑 義久
 東京都新宿区歌舞伎町1-2-2
 電話 03(3354)6111
<http://www.subnade.co.jp>

神田西口駐車場
 有限会社 スカイ・ガレージ嶋屋
 代表取締役 加藤 久喜
 東京都千代田区内神田3-3-12
 電話 03(3254)4082 FAX 03(3293)7469

株式会社 ^{スズ}鈴 ^{カズ}和
 代表取締役 後藤 義明
 東京都豊島区南池袋2-16-8
 電話 03(3590)1009

 **ダイビル株式会社**
 代表取締役 社長執行役員 丸山 卓
 大阪 大阪市北区中之島3丁目6番32号
 〒530-0005 電話(06)6441-1932
 東京 東京都千代田区内幸町1丁目2番2号
 〒100-0011 電話(03)3506-7441
 URL : <https://www.daibiru.co.jp>

株式会社 **鉄鋼ビルディング**
 代表取締役社長 増岡 真一
 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
 電話 03(6630)2800(代)

東英興産株式会社
 (第一東英パーキング)
 代表取締役社長 大家 正光
 〒101-0053
 東京都千代田区神田美土代町7-4
 東英美土代ビル4階
 電話 03-3292-1041 FAX 03-3292-0370
<https://www.toei-kosan.com/>

株式 ^{トウ}藤 ^{キユウ}久
 会社 TOKYU PARKING / BUILDING
 代表取締役 後藤 英夫
 本社 〒171-0022
 東京都豊島区南池袋2-25-5
 藤久ビル東五号館14階
 電話 03(3971)6243

東京ガレージ株式会社
 代表取締役社長 三野 武彦
 代表取締役専務 小清水 琢治
 取締役 石田 生
 取締役 河野 岳
 取締役 河野 創
 取締役 和泉 崇彦
 相談役 小清水 磨
 監査役 本多 紀雄
 東京都千代田区永田町2-14-2
 山王ランドビル4階
 電話 03(3504)0610(代)
 F A X 03(3504)0626
 U R L <http://www.tokyo-garage.co.jp/>

謹 賀 新 年

株式会社 東京交通会館

東京交通会館パーキング(地下2.3階)

取締役社長 興野敦郎

東京都千代田区有楽町2-10-1

株式会社東京流通センター

代表取締役社長 有森鉄治

〒143-0006

東京都大田区平和島6-1-1センタービル

電話 03(3767)2111(代表)

FAX 03(3767)2053

H P <https://www.trc-inc.co.jp/>

株式会社虎ノ門実業会館

代表取締役社長 河村恭臣

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-20

電話 03(3591)5371

株式会社ナリマック

代表取締役 名古屋 勝彦

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-13-7

名古屋ビル9階

電話03(3291)0464

日本ガレージサービス株式会社

代表取締役会長 三野武彦

代表取締役社長 小清水琢治

常務取締役 伊藤健太郎

取締役 富川征典

相談役 小清水琢磨

監査役 本多紀雄

東京都千代田区永田町2-14-2山王グランドビル4階

電話 03(3504)0610(代) FAX 03(3504)0626

URL <http://www.tokyo-garage.co.jp/>

株式会社 PMOプラス

代表取締役社長 大嶋翼

Parking Management Organization Plus,Ltd.

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-12

三貴ビル501

Mobile: 090-4078-5499

Tel: 03-6712-6306 Fax: 03-6712-6307

Email: t-oshima@pmoplus.co.jp

丸ノ内ガラーヂ株式会社

(新東京ビル駐車場)

取締役会長 松田三四朗

取締役社長 荻野寿人

<http://www.chushajo.co.jp>

東京都千代田区丸の内3-3-1

電話 03(3212)4721(代)

FAX 03(3212)4725

三井不動産株式会社

代表取締役社長 植田俊

東京都中央区日本橋室町2-1-1

謹 賀 新 年

三菱地所株式会社

執行役社長 中 島 篤

東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビル

三菱地所パークス株式会社

代表取締役社長 佐 藤 正 典

〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1
新青山ビル東館16階
TEL 03-5413-4351

三菱地所プロパティマネジメント株式会社

取締役社長 久 保 人 司

〒100-0005
千代田区丸の内2-2-3
丸の内仲通りビル2階
TEL 03-3287-4111

八重洲地下街株式会社

[東京駅八重洲パーキング 東・西駐車場]

代表取締役社長 窪 田 弘 美

ホームページ
<http://parking.yaechika.com/>

東京都中央区八重洲2-1
八重洲地下街中1号
電 話 03(3271)4111



柳屋ビル屋上駐車場

柳屋ビルディング株式会社

代表取締役 外 池 洋 隆

東京都中央区日本橋2-1-10
電 話 03(3272)1441(代)

松栄ホールディングス株式会社



代表取締役会長 城 阪 勝 喜

〒552-0011
大阪市港区南市岡2丁目10番17号
TEL 06-6582-0101(代)
FAX 06-6582-0104
<http://www.shoei-group.com/>

望月ビル株式会社

代表取締役 望 月 敬 夫

大阪府豊中市庄内東町2-2-2
電 話 06(6331)0115

遠藤興産株式会社

取締役社長 遠 藤 隆 三

〒060-0062
北海道札幌市中央区南二条西
四丁目4-3 狸上るビル5階
TEL 011-221-0456(代表)

謹 賀 新 年

松栄東口第一・第三駐車場
名掛丁駐車場
松栄東口第六・第八駐車場



松栄不動産株式会社
松坂商事株式会社

仙台市宮城野区榴岡一丁目2-8
電 話 022(295)5080(代)

代表取締役 松坂卓夫

タイショーパーキング(東二番町角)

取締役社長 西井俊正

事務所 仙台市青葉区一番町2丁目2-5
電 話 022(223)2654

ダイコクパーキング(仙台駅東口)

取締役社長 西井俊正

電 話 022(225)0580

三浦ビル商事(株)
(有)三浦商店
みうらガレージ

代表取締役 三浦修一

福島市新浜町3-4
電 話 024(534)2080

新潟駐車場株式会社

代表取締役社長 富山修一

〒951-8066

新潟市中央区東堀前通六番町1058番地1
電 話 025(223)1164

有限会社 大宮駐車場

代表取締役 星野敏之

埼玉県さいたま市大宮区宮町2-35
電 話 048(641)1702
HP : <http://www.omiya-p.co.jp>

株式会社 マサキ管理サービス

代表取締役 中村 茂

埼玉県川口市並木2丁目13番8号
電 話 048(252)8101
F A X 048(252)0740
HP : <http://www.masakikanri.co.jp>

株式会社須藤ビル

千葉ゴールデンパーキング

代表取締役 須藤 憲一

千葉市中央区弁天1-30-10
電 話 043-254-5422
FAX 043-287-6779
URL <https://www.sudo-biru.co.jp>
Eメールアドレス info@sudo-biru.co.jp

株式会社横浜貿易ビル

代表取締役社長 齊藤 宏之

(本社) 横浜市中区山下町2番地
〒231-0023 045(671)7713

(駐車場) 横浜市中区山下町211番地
〒231-0023 横浜貿易ビル駐車場
045(671)7768

謹 賀 新 年

稲森パーキング 静岡委託商事有限会社

取締役 稲葉 一 匡

静岡市葵区紺屋町17番地の2
電 話 054(254)5448
<http://www.inamori-parking.com>

株式会社 エスカ

(地下街と駐車場)

代表取締役社長 広井 幹 康

名古屋市中村区太閤三丁目1番18号
電 話 052(452)1181(代)

株式会社 エンゼルパーク

代表取締役社長 川 村 寿

名古屋市中区栄三丁目16番10号先
電 話 052(261)5746(代表)

エンゼルパーク駐車場
矢場公園駐車場

株式会社セントラルパーク セントラルパーク駐車場

代表取締役社長 野村 和 生

〒461-0001
名古屋市中村区泉一丁目23番36号
NBN泉ビル5階
電 話 本 社 052(961)6111(代)
駐車場 052(951)0051

株式会社東海放送会館

アートパーク東海(駐車場)

代表取締役社長 春 田 亮 介

名古屋市中村区東桜一丁目14番27号
電 話 052(972)0805

ユニモール駐車場 株式会社ユニモール

代表取締役社長 古 橋 明

〒450-0002
名古屋市中村区名駅四丁目5番26号
電 話 052(586)2511(代)

株式会社イーエスプランニング



代表取締役 藤岡 義己

〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル9階
TEL 078-362-2512 FAX 078-362-2515

綾杉不動産株式会社

綾杉立体駐車場

代表取締役 中尾 卯 作

〒810-0001
福岡市中央区天神1丁目15番22号
電 話 092(751)1310

謹 賀 新 年

紙 与 産 業 株 式 会 社

代表取締役社長 渡 邊 與 之
〒810-0001
福岡市中央区天神1丁目12-14
紙与渡辺ビル10F
電 話 092(721)4531

紙与パーキング大名
紙与パーキング店屋町
紙与パーキング駅三

九 州 勧 業 株 式 会 社

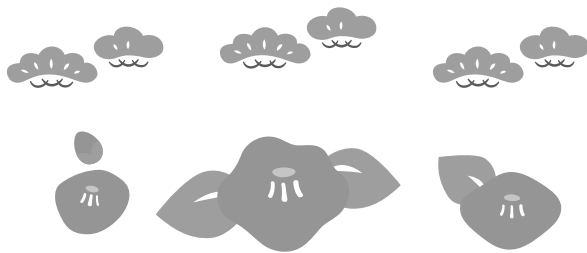
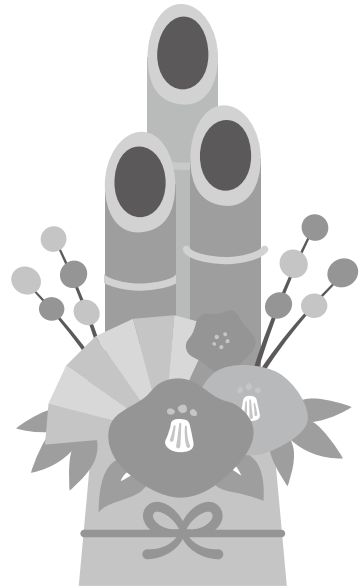
代表取締役社長 太 田 禎 郎

電 話 092(291)8291
F A X 092(281)7383
福岡市博多区店屋町8番24号
センターパーキング
ニューセンターパーキング
駅東パーキング
交通センター前パーキング

中 央 地 所 株 式 会 社

代表取締役会長 戸 嶋 弘 一
取締役副会長 戸 嶋 和 夫
代表取締役社長 戸 嶋 太 一

南天神パーキング
グランドパーキング
福岡市中央区渡辺通5丁目14番12号
電 話 本 社 092(751)1711
パーキング 092(781)3713
<http://www.chuo-estate.co.jp>
E-mail:info@chuo-estate.co.jp



お 礼

会員の皆様方に謹賀新年の名刺広告の協賛につきましてお願い申し上げたところ、多数の方々のご理解を賜りました。誌上をお借りし、厚く御礼申し上げますとともに、今後もご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人全日本駐車協会

都内で駐車場を運営されている方へ 駐車場案内標識のご案内

一般社団法人東京駐車協会では、駐車場への案内をスムーズにし、「うろつき運転」を減らすことを目的として、都内で駐車場案内標識設置のお手伝いをしています。

公道への設置

- ・道路占用許可をはじめとする各種許可を得て、公道上(主に歩道)に駐車場案内標識を設置することができます。

申請は協会が

- ・必要な申請手続は東京駐車協会名で協会スタッフが行います。

設置工事は協会が

- ・規格に則り、施工会社、行政機関との調整を含めて当協会が設置工事を取り進めます。

会員料金

- ・東京駐車協会の会員であれば、諸費用や保証金に会員料金の適用があります。

助成金

- ・公益財団法人東京都道路整備保全公社による助成金制度を利用し、助成金の交付を受けることができます。
(交付には条件がありますので、当協会までお問い合わせください。)



反射式駐車場名入り



反射式駐車場名なし



内照式

駐車場案内標識は、東京駐車協会の会員以外の方でも設置することができます。現在約400本の標識が都内に設置されています。

是非お気軽に当協会までお問い合わせください。

〔駐車場案内標識に関するお問い合わせ先〕

一般社団法人東京駐車協会

担当者：富永 tominaga@japan-pa.com 坂口 sakaguchi@japan-pa.com

TEL：03-3528-8305

伸びゆく丸の内と、
いつもいっしょに。
丸の内パークイン

「丸の内パークイン」として
23カ所・約5,360台の
広域駐車場を運営

since
1960

1960年 日本初の地下駐車場開業



PARK-IN
丸の内パークイン

www.park-in.net Tel.03-3212-0808

飲酒運転は法律で
禁じられています。

Drunken Driving Prohibited by Law.



AMANO

「駐車券」も「ゲート」も いりません！

スマホ決済も
可能！



!New!

車番チケットレスシステム

駐車券の抜き取りや一時停止が不要、スムーズな入出場を実現。
駐車料金の精算はICクレジットカード（またはスマートフォン）による電子決済を採用。
駐車場の“チケットレス&キャッシュレス”が始動します。

車番チケットレス 検索



駐車場システム



駐車場クラウドサービス



駐輪場システム

駐車場・駐輪場のことならアmanoにおまかせ！

調査・分析 | 開発設計 | システム構築 | 設置・工事 | 保守メンテナンス | 管理受託 | 経営受託

 **アmano株式会社**

神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
(045) 439-1516
<https://www.amano.co.jp/Parking/>